

九州府構想推進計画

報告書

平成24年5月

九州府推進機構準備検討委員会

目次

はじめに	… p.1
------	-------

第1章 九州府の実現に向けた基礎自治体の在り方

1 九州府実現までの県から基礎自治体への権限移譲の在り方	
(1) 基礎自治体への権限移譲の必要性	… p.3
(2) 段階的な権限移譲の視点	… p.3
(3) さらなる権限移譲推進のための仕組みづくり	… p.5
(4) 九州広域行政機構(仮称)との関係	… p.9
2 基礎自治体の広域連携による権限移譲の受け皿作り	
(1) 権限移譲に伴う基礎自治体間の連携の仕組みについての考え方	… p.10
(2) 広域連携により執行することが望ましい事務権限の判断基準	… p.10
(3) 現行の地方自治法上の事務の共同処理の仕組み(特徴)の整理	… p.11
(4) 権限移譲に伴う望ましい基礎自治体間の連携の仕組み(権限の受け皿づくり)	… p.11
(5) 基礎自治体間連携が機能する仕組み	… p.13
3 権限移譲及び基礎自治体の広域連携に伴う県からの人員・財源の移譲	… p.16

第2章 九州府実現下における住民自治の充実に向けた取組み

1 九州府実現の過程またはその実現下における住民自治の充実	… p.17
2 都市内分権の現状と課題	
(1) 地域の自治組織の現状と課題	… p.17
(2) 行政内部への分権を推進する取組みの現状と課題	… p.18
3 都市内分権推進の取組み	… p.18
(1) 住民自らが地域を担っていく仕組みの構築	… p.18
(2) 住民が行政運営に直接参加する仕組みの構築	… p.19
(3) 行政内部の分権の推進	… p.21
4 九州府の実現による住民自治のさらなる促進	… p.21

第3章 道州制下における税財政制度の基本的な考え方

1 地方自治体の自主性・自立性を担保するための地方税制の在り方	… p.22
2 国・九州府・基礎自治体の役割分担に基づく税源配分	
(1) 税源移譲と地域格差の是正の必要性	… p.22
(2) 役割分担に適合した税源配分	… p.22
3 財政調整制度の基本的な考え方	
(1) 「地方共有税」制度の仕組み	… p.27
(2) 「地方共有税」制度における財政調整の具体的な手法	… p.27

第4章 九州府実現によるメリット

- 1 九州府のスケールメリットを活かした展開
 - (1)経済の活性化 … p.29
 - (2)危機管理体制の確立 … p.33
 - (3)県域を越えた各種施策の充実 … p.34

第5章 九州府におけるアジア戦略

- 1 アジアにおける九州の位置付け … p.38
- 2 アジアとの関係の重要度の高まり … p.38
- 3 アジアの成長を九州に取り込む戦略 … p.39
- 4 アジアとの交流のさらなる促進 … p.40

第6章 九州府実現に向けた行程の基本的な考え方

- 1 関係機関との連携の深化 … p.42
- 2 住民理解の促進 … p.43
- 3 国への要望 … p.43
- 4 「(仮称)九州府推進機構」の設置 … p.43

【資料】

- (仮称)九州府推進機構及びこれを補完する協議の場の設置(イメージ) … p.47
- 地方自治法の規定による広域連携の概要 … p.48
- 九州府推進機構準備検討委員会設置要綱 … p.49
- 九州府推進機構準備検討委員会委員名簿 … p.50
- 九州府推進機構準備検討委員会幹事名簿 … p.51
- 九州府推進機構準備検討委員会作業部会員名簿 … p.52
- 九州府推進機構準備検討委員会の取組み経緯 … p.53

はじめに

わが国では、世界に例を見ないスピードで進行する少子高齢化とこれに伴う社会保障関係費の増大、世界的な金融不安や円高などを背景とした長期にわたる景気低迷など、依然として先が見通せない厳しい状況が続く中にあり、社会経済システムはあらゆる角度からの見直しが求められている。

また、国と地方を合わせた長期債務残高が1,000兆円に迫るなど、国・地方を通じた厳しい財政状況が続く中、明治維新以来脈々と続いてきた中央集権体制を維持することは困難となってきた。これらの課題に適切に対応し、発展し続けるためにも、国と地方の役割分担を明確にするとともに「地方でできることは地方に任せる」ことを基本とした、基礎自治体中心の地方分権型社会の構築が急務となっている。

こうした中、九州市長会においては「地方分権型社会の実現と持続可能な地域の発展を図るための最良の処方箋は道州制の導入である」との考えの下、九州における道州制の在り方である「九州府構想」を取りまとめるとともに、その実現に向けた取組みを進めているところである。

◆九州市長会における道州制検討の経過

九州市長会における道州制に関する研究・検討は、平成17年に「九州における道州制等のあり方研究委員会」を設置し、九州における道州制である「九州府」のあり方について、その検討を開始したことに始まる。

委員会では、「中央集権からの脱却と真の分権型社会への転換」並びに「道州制の九州モデルの実現」を明確に打ち出し、平成18年にはその後の本会における九州府論議の道標ともなる「九州府構想報告書」を取りまとめた。

平成19年には、更なる地方分権改革を推進し、住民に身近な基礎自治体の権限強化と財源確保、住民自治のあり方などに関してさらに検討するため「九州府構想推進研究委員会」を設置し、平成21年には「九州府実現計画報告書」を取りまとめ、九州府移行までのプロセスとその過程での課題解決の仕組みについて整理を行った。

◆「九州府」議論の特徴

これらの取組みを通して一貫しているのは、住民に最も身近な自治体である「基礎自治体の立場」から、また日々接している「住民目線」からの検討を行っていることである。

単に「道州制ありき」の議論ではなく「地方分権改革推進の過程における道州制の実現」の観点から、道州制議論に不可欠な「分権や自治」の議論を

深めてきたことが本委員会における取組みの特徴と考えている。

◆「九州府推進機構準備検討委員会」における取組み

こうした一連の検討経過を踏まえ、「九州府実現計画報告書」の具現化に向けての調査研究並びに関係機関との積極的な意見交換により連携を図ることで、九州府実現を目指した具体的なアクションを起こすため、平成22年5月に「九州府推進機構準備検討委員会」を設置し、さらなる取組みを進めてきた。

本委員会においては、「九州府実現計画報告書」において整理を行った国と地方の役割分担の基本的な考え方等を踏まえ、主に県から基礎自治体への権限及び財源等の円滑かつ計画的な移譲の在り方、並びに、権限を単独で受けることが困難な基礎自治体が、合併によらず広域連携により権限の受け皿を形成することについて、さらに、九州府実現により住民生活にどのようなメリットがあるのかについて、基礎自治体の立場からの具体的な取りまとめを行うべく研究・検討を行った。

また、九州府実現の過程における権限等の移譲による基礎自治体の強化、いわゆる団体自治の充実と併せて住民自治の充実が求められることから、九州府実現下の基礎自治体において住民自治はどうあるべきかについても議論を深めてきたところである。

さらに、九州と地理的・歴史的につながりが深く、発展が著しいアジアとの関係の在り方や、道州制下における税財政制度の在り方など、本委員会における研究項目は多岐にわたるが、九州府実現の意義を改めて問い直す中、基礎自治体の立場から、また住民目線にも立ち、これらに関する具体的な検討を進め、このたび本報告書の取りまとめに至ったものである。

第1章 九州府の実現に向けた基礎自治体の在り方

1 九州府実現に向けた県から基礎自治体への権限移譲の在り方

(1) 基礎自治体への権限移譲の必要性

平成18年に策定した、「九州府構想報告書」においては、中央集権社会の弊害を指摘するとともに、これを打開するための真の分権型社会の新たな出発点として道州制導入を標榜し、「基礎自治体は、住民に最も身近な総合行政機関として、補完性、近接性の原則の下、住民生活の向上に必要な事務を、地域住民とともに自己完結的に担う使命がある」と位置づけた。

また、平成21年に取りまとめた「九州府実現計画報告書」においては、「現在、県が担っている事務権限を、可能な限り市町村に移譲すべき」とし、これによって県の役割は広域調整などに限定され、その役割や規模が見直された結果として、より広域の行政や高度な専門性・技術性を必要とする事務を担う九州府の姿を提示している。

これらの基本的考え方を踏まえ、基礎自治体が、地域住民に最も身近な行政サービスを提供する総合行政主体として、自己決定・自己責任の下、きめ細かな行政サービスを提供し、個性豊かな地域づくりを実現するため、九州府実現に向けた第一歩として、県から基礎自治体への権限移譲のあり方について提案を行う。

(2) 段階的な権限移譲の視点

九州府においては、すべての基礎自治体が人口規模にかかわらず、住民生活に直結するすべての事務事業を自己完結的に実施することを目指しているが、このための権限や財源等をすべての基礎自治体へ一括して移譲することは県・基礎自治体双方にとって対応が困難である。

そこで、現行の政令市並みの権限を有することを最終的な目標としながらも、住民や地域の実情に応じたまちづくりなどがさらに主体的に行えるようにするため、当面の目標として、全ての基礎自治体が、まずは現行の特例市並みの権限を有することを目指し、段階的な権限移譲を進めることが望ましいと考える。

その際、基礎自治体にとって優先度の高い事務権限についての基本的考え方として以下の4つの視点を掲げ、これに合致する権限の移譲を優先的に行うものとする。

① サービス向上の視点

基礎自治体が最も重視すべきものは、住民サービスと利便性の向上であ

る。県と基礎自治体の両方において手続きが必要となっている事務に関連する権限については、住民に最も身近な基礎自治体が受けることで各種行政サービスに係る手続等がワンストップで行えることとなり、事務の迅速化が図られるとともに、必要なサービスが総合的に提供可能となるものなどに係る権限を優先的に移譲する。

② 包括性の視点

現在、身体障害者手帳や療育手帳の交付、薬事法の薬局の開設許可など、各種手続の受付事務を基礎自治体が担い、書類を県に送付し、許認可等は県が行うといった事務例は多数ある。しかし、こうした一連の事務を部分的に持ち合う形の事務執行は、処理に多くの時間を要するとともに、利用者にとって分かりづらく、責任の所在を曖昧なものとするなど、住民サービスの低下に繋がる可能性を内包している。

基礎自治体が住民に最も身近な総合行政主体としての役割を効果的かつ効率的に果たすためには、事務の完結性を確保するとともに、総合的な施策の実施により事業効果を高めるため、「申請から許認可まで」といった一連の事務権限や特定分野の関連する事務権限を包括的に移譲し、基礎自治体で一元的に処理する必要があることから、こうした包括的な視点に合致する事務権限を優先的に移譲する。

また、こうした包括的な権限移譲は、九州府への移行期における、県からの人員・財源の移譲を行う際にも効果的である。

③ 基礎自治体の主体性の視点

各基礎自治体が、その実情や特性に応じて主体的に政策を立案・実施することで、住民の意思を的確に反映できるような自主性・自立性の高い行政運営を可能とするためには、基礎自治体優先の原則に基づいて権限移譲を進める必要がある。例えば、指定介護老人福祉施設の設置認可に関する権限を基礎自治体に移譲することで、地域の実情に応じた施設の開設等が可能となるとともに、開設から運営まで一貫して実効性のある指導・監督が可能となる。

現在、県からの権限移譲は、県が対象事務を選定し、基礎自治体があるメニューの中から希望するものを選択するという形で行われているのが現状であるが、基礎自治体がある主体性を発揮していくために必要な権限については、積極的にその移譲を求めていく必要がある。

④ 実現性の視点

以下に該当する事務権限については、現状から判断して比較的移譲を行いやすいと考えられることから、積極的に移譲を進めていく。

- ◆ 大きな財政負担や高度な技術力、専門的な能力を有する職員の確保を必要としない事務権限
- ◆ 事務権限の完結性を確保するため、関連する一連の事務のうち、既に部分的に基礎自治体が担っている事務権限
- ◆ 地方分権改革推進委員会による第一次勧告や地域主権戦略大綱に盛り込まれ、かつ特例条例により既に多くの基礎自治体に移譲されている事務権限

(3) さらなる権限移譲推進のための仕組みづくり

現在の事務処理特例条例に基づく移譲状況をみると、比較的移譲が進んでいる分野とほとんど移譲されていない分野の差異、また九州内でも移譲が進んでいる県とそうでない県の差異は大きな状況にある。

こうした状況を踏まえると、より確実かつ円滑に権限移譲を推進する新たな枠組みの検討が必要と考えられる。

第一には、九州府設立までの各段階における権限、人員、財源の移譲や受け皿（広域連携等）づくりなどについて、検討・整理を行い、スムーズな九州府移行を目指すための組織として「九州府推進機構（仮称）」を早期に設置することが肝要である。

しかし、同機構設置には関係機関等の理解と協力が必要であり、一定の期間を要することが想定されるため、それまでの間の対応策も必要である。また、同機構設置後も、その果たすべき役割を計画的に推進するため、九州各県において機構を補完する体制が必要となる。

①九州府推進機構（仮称）の役割

県からの権限移譲に関して機構が果たす役割としては、以下のような事項が想定される。

- ◆ 移譲対象事務や県の支援のあり方、移譲の期限の目安などを定めた「移譲の指針」を策定し、全県で適用することを取り決める。
- ◆ 各県の権限移譲の進捗状況や移譲に関する課題や対応実例などの情報を収集し、各県・各基礎自治体に提供する。
- ◆ 権限移譲が進まない場合は、その状況を把握・分析するとともに、その改善を促す。その際、基礎自治体が周辺自治体と連携することで権限移譲が進む可能性がある場合は、関係自治体間の調整を支援する。

(各県での調整を基本とするが、県が異なる隣接自治体に関係する場合などは機構が調整に協力)

- ◆ 新たに権限移譲を受ける自治体に対し、県域を越えた人材派遣のコーディネートなどを行う。

② 機構を補完する仕組み

県からの権限移譲にあたっては、住民福祉の向上を第一義に、役割分担の適正化の観点から、県と基礎自治体の対等・協力の関係のもと、県と基礎自治体、基礎自治体間の意見調整等を行いながら、共通理解を持って進めることが重要であることは言うまでもない。

しかしながら、現状では、県と基礎自治体とが協議する機会は設定されてはいるが、実態として「県からの説明を聞く場」となっており、また、「県が対象事務を選定・提示し、基礎自治体がその中から希望するものを選択」という方法で今後も行われるのであれば、権限移譲の進展は期待できない。

そこで、これらの課題を解消し、県からの権限・人員・財源の移譲と、権限等の受け皿としての基礎自治体の広域圏形成等を計画的かつ円滑に行うため、「県と基礎自治体の協議の場」を設置する。

また、「県と基礎自治体の協議の場」において、効果的な議論を行うためには、あらかじめ基礎自治体間の意見交換や意思統一を図っておくことが重要であることから、各県に「基礎自治体間の協議の場」を設置する。

さらに、九州全体として足並みのそろった権限移譲の推進や、それに伴う連携のあり方などについて、九州全体で意見調整・協議を行う「九州全体の協議の場」を設置し、県からの権限移譲等が進まない状況がある場合などは、この「九州全体の協議の場」が、機構設置までの間、各県の歩調調整などを行う。なお、機構設立後は、機構における権限移譲等に関する専門部会として引き継がれるものとする。

また、「県と基礎自治体の協議の場」と「基礎自治体間の協議の場」は、機構設置後も機構を補完するものとして存続させる。

ア 県と基礎自治体の協議の場

◆ 役割

- ・ 県内の足並みを揃えた計画的な権限（財源、人員を含む）移譲やそれに伴う連携のあり方などについて、県と基礎自治体が対等な立場で意見交換・議論を行う。

◆組織構成

- ・ 県知事等、県市長会から選出された市長、県町村会から選出された町村長で、各県の実情に応じて構成する。首長クラスによる会議とすることで実効性の担保を図る。
- ・ 必要に応じ幹事会、部会等を設置する。

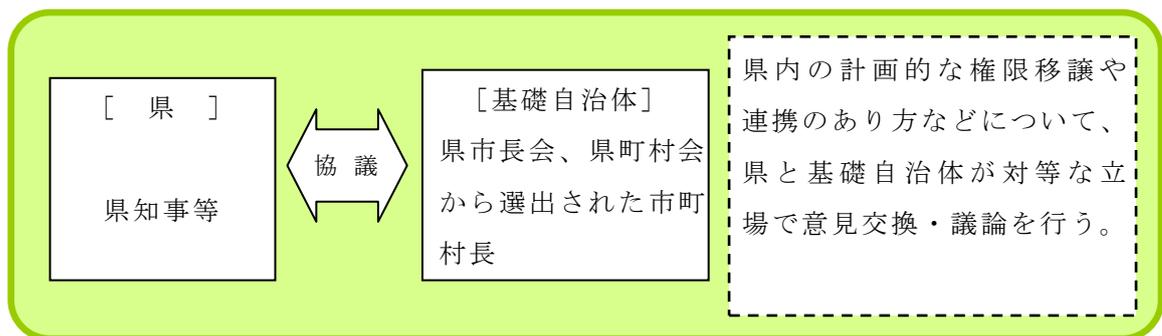
◆協議内容

- ・ 県から基礎自治体への権限（財源・人員を含む）移譲に関すること。
（移譲対象とすべき事務権限の選定、県からの財源・人員の移譲のあり方、円滑な事務引継ぎ方法 など）
- ・ 権限移譲に伴う基礎自治体の広域連携のあり方 など
（自治体間連携を前提とした権限移譲のための課題整理や解決策 など）

◆運営等

- ・ 「協議の場」に関する規約・要綱等に協議結果の尊重を明記

【県と基礎自治体の協議の場のイメージ】



イ 基礎自治体間の協議の場

◆役割

- ・ 県との協議の場に臨むに当たり、県内の基礎自治体間で計画的な権限移譲（財源、人員を含む）や、それに伴う連携の在り方などについて足並みを揃えるなど、意見集約・調整の場とする。

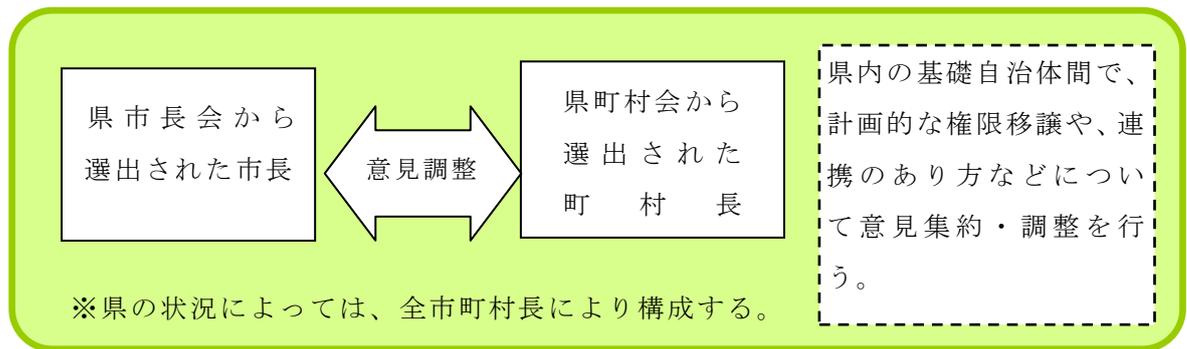
◆組織構成

- ・ 県市長会から選出された市長と県町村会から選出された町村長で、各県の実情に応じて構成する。

◆協議内容

- ・ 県から基礎自治体への権限（財源・人員を含む）移譲に関すること。
（県に移譲を求めべき事務権限、県に要請すべき支援内容など）
- ・ 権限移譲に伴う連携のあり方 など
（自治体間連携を前提とした権限移譲の可否 など）

【基礎自治体間の協議の場のイメージ】



ウ 九州全体の協議の場

◆役割

- ・ 全九州として足並みの揃った移譲等を推進するため、九州内各県の権限移譲等の課題にかかる調整等を行う。

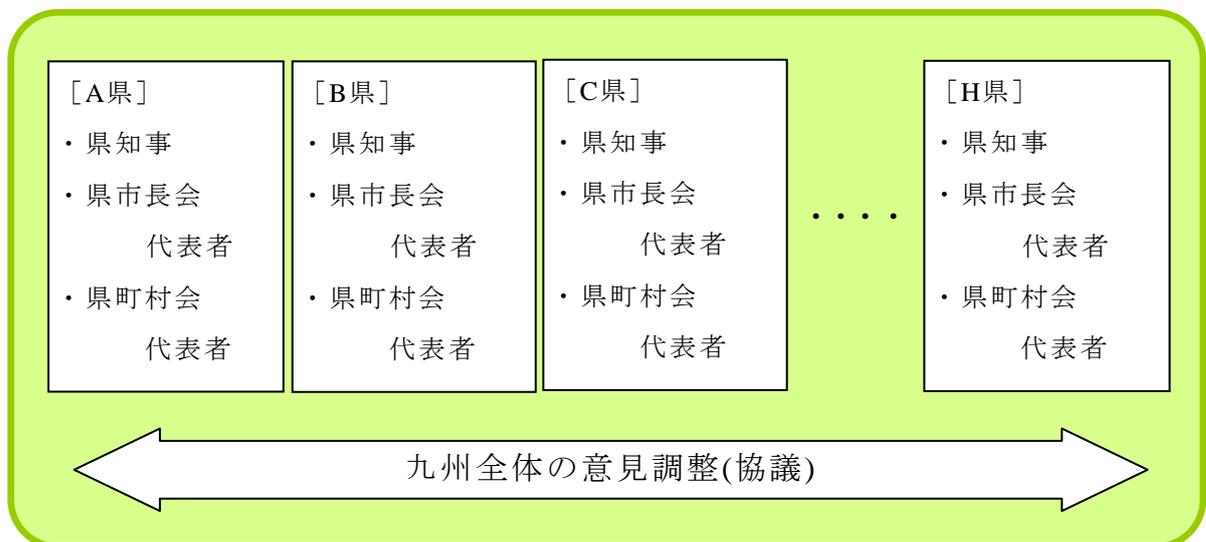
◆組織構成

- ・ 各県の知事、各県市長会から選出された市長、各県町村会から選出された町村長

◆協議内容

- ・ 九州各県における基礎自治体への権限移譲の促進及び九州全体の調整
- ・ 九州各県における権限移譲、広域連携の形成等にかかる状況確認や課題の整理
- ・ 九州全県で共有できる権限移譲の基本的方針 など

【九州全体の協議の場のイメージ】



(4) 九州広域行政機構（仮称）との関係

「国の出先機関原則廃止」に向け、九州地方知事会がその受け皿として「九州広域行政機構（仮称）」を提唱し、その実現を目指していることから、九州府構想と九州広域行政機構との関係について整理が必要である。

これについては、平成24年2月に九州地方知事会と開催した「意見交換会の場」において、知事会会長から「九州府と、知事会が設置を進める九州広域行政機構の目指す方向は同じであり、この設置は九州府へ向かう一里塚である」旨の発言がなされており、そうであるならば、九州広域行政機構実現後は、国から移譲された権限等のうち、基礎自治体優先の原則に照らし、必要なものは県にとどめることなく基礎自治体に移譲されるべきである。

そこで、九州府実現に向けては、引き続き九州地方知事会との「意見交換会」を開催し、将来的には、前述のような「九州府推進機構」やそれを補完する仕組みを活用する中、計画的かつ円滑な権限移譲が行われるよう働きかけるとともに、適切な連携を図って行くことが重要となる。

一方、意見交換の場では、九州広域行政機構の制度設計に本会の意見を反映するとともに、機構設置にあたっての課題解決を図る仕組みとして「事務レベルの協議の場」の設置を本会から提案し、これを設けることとなったが、これが将来的に拡大・発展することで首長レベルの「九州全体の協議の場」となることも想定される。

2 基礎自治体の広域連携による権限移譲の受け皿作り

(1) 権限移譲に伴う基礎自治体間の連携の仕組みについての考え方

国・県からの権限移譲においては、住民に最も身近な総合行政主体である基礎自治体が、その処理すべき事務に関する権限の全てを担うことができる完全自治体となることを目指しているが、その際、特に、小規模な基礎自治体においては、事務の執行に必要な施設・設備が設置されていなかったり、ノウハウや専門知識を有する人材が十分に配置されていないところも存在するなど、現実的には、単独では執行することが困難な場合も想定される。

そこで、単独で担えない権限については基礎自治体間の連携により必要な事務執行を行うこととし、それでも困難な場合には、補完性の原則に基づき広域自治体の出先機関等による補完が検討されることになる。

九州府実現に向けては、全ての基礎自治体が足並みを揃えながら権限を担っていくことが不可欠であることから、単独で権限を担うことが困難な小規模な基礎自治体が、いかにして周辺自治体と連携しながら権限の受け皿づくりを行い、それによりどのように権限を受け、広域的に事務を執行していくこととなるのかを明らかにする必要がある。

なお、基礎自治体が移譲事務を連携しながら広域で処理する場合、単独で執行する事務が自治体ごとに異なるときには、連携による事務執行が非効率であったり、行政サービスを受ける住民の混乱を招くおそれもあることから、連携する各基礎自治体の権限レベルを一定程度の高さで等しく確保することが望ましいと考える。そこで、九州府への移行過程においては、まず、現行の特例市並みの権限を各基礎自治体が等しく担うことを当面の目標とし、実際の権限移譲に向けた具体的な検討を行う。

(2) 広域連携により執行することが望ましい事務権限の判断基準

現制度における広域連携について、九州各市を対象とした調査結果によると、連携の方法として、件数別では、消防・防災関連やごみ処理等の「一部事務組合」、介護保険・障害者自立支援の認定業務の「機関等の共同設置」の割合が高くなっている。

また、分野別では、ごみ処理などの環境衛生、医療や介護などの保健福祉、消防・防災のほか、火葬、観光、広域的な計画に関する事務に集中している。

こうしたことから、広域連携を行うべき事務に該当するかどうかの判断基準（視点）として、以下の4つが挙げられる。

- ◆ 住民に身近な分野で連携のメリットが大きいもの
 - 医療、消防、教育行政 など

- ◆ 事業範囲が広域にわたり、かつ計画的実施が必要とされるもの
 - 観光、地域活性化、広域計画、鳥獣被害対策、公害対策、水利用など
- ◆ 共同利用可能な大型施設の設置を要するもの
 - 火葬場、ごみ処理施設、病院 など
- ◆ 広域で均一的な事務処理が求められるもの
 - 介護保険、後期高齢者医療 など

この「介護保険」や「国民健康保険」などナショナルミニマムに係る事務は、本来国の責任において実施されるべきものであり、全国一律の対応が必要とされるものであることから、その経費及び給付の基準の決定など「基本的な制度設計」については、法律の改正なども含め、国の役割となるものである。

一方、その事務執行については、現在、各基礎自治体が保険者として基礎自治体単位で行っているが、保険料の決定や運用などは一定の広域エリアにおいて統一性・均一性が求められることから、広域自治体が保険者となって執行すべきである。

また、給付関係等に関する申請受付をはじめとした窓口業務や、介護認定審査など、住民の生活に密接に関わる行政サービスについては、住民に身近な基礎自治体が引き続き担い、住民サービスの維持・向上に努めることが望ましい。

このように、現在基礎自治体において行われている事務であっても、国を含め、広域自治体と基礎自治体との適切な役割分担を検証する中、これに従い最適な段階（国・広域自治体）に必要な事務を位置付け直すとともに、それぞれが連携して事務を執行することも重要となる。

（３）現行の地方自治法上の事務の共同処理の仕組み（特徴）の整理

現行制度下での地方自治法上の事務の共同処理の仕組みである、「協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」、「一部事務組合」、「広域連合」の、その特徴等についてまず整理を行った。

その結果、それぞれの制度には一長一短が見られたが、基礎自治体にとって、住民サービスの向上と効率的かつ効果的な事務執行に資する観点から、権限の受け皿となりうる最もふさわしい連携の仕組みについて、以下の通り提案する。

（４）権限移譲に伴う望ましい基礎自治体間の連携の仕組み（権限の受け皿づくり）

基礎自治体が相互に連携することで、人員や専門性の確保を図りながら、そのスケールメリットを生かして事務執行する場合であっても、各基礎自治

体はできる限り各々の主体性を発揮しながら、責任ある事務執行を行なうことが求められる。

さらに、広域連携を行うことで、実際に窓口となる機関と住民との間に距離が生じることで、サービスの低下を招いたり、住民にとってわかりにくいものとならないよう、より機動的かつ効率的な運営が可能となるよう留意しなければならない。

こうした観点から、基礎自治体間の望ましい広域連携の仕組みについては、現行の制度上では、各自治体が共同で組織を設ける「機関等の共同設置」が適しており、これを基礎自治体間で連携を行う際の基本的な制度として活用すべきと考える。

①「機関等の共同設置」

「機関等の共同設置」では、共同設置された組織自体が法人格を有しないため、手続き的には比較的簡便な仕組みであるとともに、連携後も各基礎自治体は、その権限を保有し続けることで、事務執行に対して主体性を発揮することができる。

また、段階的に県から権限が移譲される場合には、個別の事務が移譲されるたびに、共同設置している組織が担う事務を追加・変更することが可能であるなど、構成自治体にとって実用性の高い制度となっている。

さらに、個々の自治体が徐々に事務執行能力を高めながら将来的に連携を解消して単独での事務執行を目指すことも容易であることから、特に、小規模自治体同士が水平的な連携をしながら権限移譲に円滑に対応するための極めて有効な制度となる。

ア 現行制度の課題と見直しの提案

一方、この制度は、連携後も各基礎自治体が本来の事務権限を保有し続けるため、共同設置機関は構成するすべての自治体への対応が必要となり、事務負担が大きくなることが課題としてあげられる。そこで、自治体相互の意見交換や事務執行状況の報告を密にすることなど、意見調整を円滑に行うための取組みが求められる。

また、現行では、「機関等の設立」、「団体数の増減」、「規約変更」、「機関等の廃止」の際は、全て議決が必要とされており、事務手続きが煩雑になることも課題として挙げられる。事務権限そのものは各基礎自治体が保有し続ける制度である点を考慮し、議決要件を「機関等の設立及び廃止」の場合のみとするなど、事務手続きの簡素化を図ることなどの改善を提案する。

イ 事務の共同処理のモデルケース

「機関等の共同設置」は、その適用対象が介護認定審査会などの「附属機関や委員会等」に限定されていたが、地方自治法の改正により、これを「行政機関や個別の事務を行う担当部署などの内部組織」に拡大されたことから、今後は、保健所、教育委員会、福祉事務所などの、専門性を必要とする行政分野として首長から一定の権限を委任され、自ら行政執行上の判断を行う組織に適用することが事務効率の面からも有効となる。

これらの組織では、重要案件については構成自治体の関与の余地を残しながらも、通常業務の執行については、組織自体の判断による迅速な事務処理が可能である。

②「事務の委託」

連携を行う圏域内に中核的な役割を果たすことが可能な都市が存在し、その都市が一括して事務を処理することで、適正かつ効率的な運営が図られる場合には「事務の委託」の活用も有効である。

しかしながら、この制度は、委託を受けた自治体が自らの権限において事務を執行するため「機関等の共同設置」のような事務負担が発生しない一方で、事務を委託する側の基礎自治体においてはその執行権限自体を失ってしまうことから、主体的な行政運営という観点からは大きな課題がある。そこで、事務を委託する側の基礎自治体の主体性を一定程度担保するため、双方の意思疎通を密にする仕組みを規約に盛り込むほか、現行制度の改正等を検討し、より有効な連携の手段としていくことが求められる。

(5) 基礎自治体間連携が機能する仕組み

九州府への移行過程において、県から権限移譲される事務を基礎自治体間の連携により執行しようとする場合の効果的な仕組みとしては、現在、地域や住民に密着する事務を県が提供している仕組みを最大限活用することが現実的な方法である。

つまり、現行の県の各出先機関ごとに異なる管轄エリアを、幾つかの大きな圏域に統合・再編する一方で、圏域内の基礎自治体は広域連携を行うことにより、出先機関の事務権限や人員、財源などの執行体制をそのまま受け入れれば、最も円滑な移譲が可能となる。

具体的には次の行程が考えられる。

【機関等の共同設置を活用する場合】

- ◆ 県は、現行の県の各出先機関ごとに異なる「管轄エリア」を、エリア内の基礎自治体の地理的・歴史的・経済的關係や事務の効率性、住民の利便性などを考慮しながら、極力一致するよう再編・統合を行う。
- ◆ 再編・統合した出先機関の管轄エリア内の各基礎自治体は、機関等の共同設置により事務の受け皿を作り、事務執行体制を構築する。
- ◆ 県は出先機関で行っている事務権限や人員、財源などの執行体制を、当該圏域内の各基礎自治体へ丸ごと移譲する。
- ◆ 移譲を受けた各基礎自治体は、それを連携して設立した共同の機関に移し、事務執行を継続する。
- ◆ さらに、基礎自治体では、それまで単独で行っていたサービスと移譲を受けた事務との連携を図り、さらに効果的・効率的な事務執行を行うことで、住民サービスの一層の向上を図る。

【事務の委託を活用する場合】

- ◆ 出先機関で行っている事務を、当該圏域内の各自治体へ移譲するが、同時にそのうちの一の自治体が他の基礎自治体からの事務委託を受ける。
- ◆ 委託を受け事務の執行に当たる自治体は、県の出先機関で実務を行っていた職員と財源を、一括して受け入れる。

また、実際の生活圏や経済圏が県境を越える場合などは、県境を越えて広域連携を行うことが現実的かつ効果的な場合も想定される。

特に、九州府の実現を目指す観点からは、現在の県域にかかわらず権限等の受け皿を形成することは重要である。

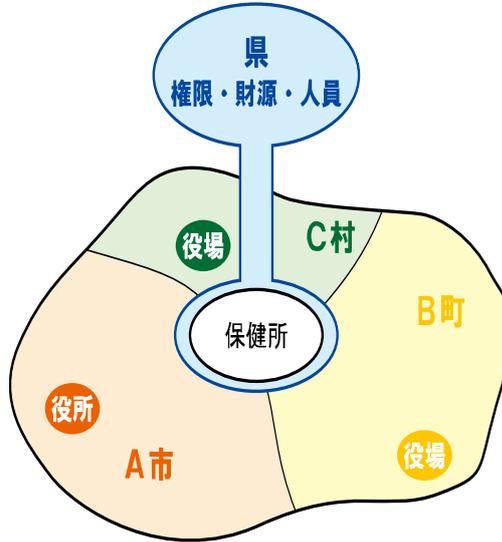
さらに、将来的には、より住民の利便性や効率性が高まるよう、「連携エリアの再編成」を想定しながら、随時検討を行うことも肝要となる。

図表：「機関等の共同設置」と「事務の委託」のイメージ

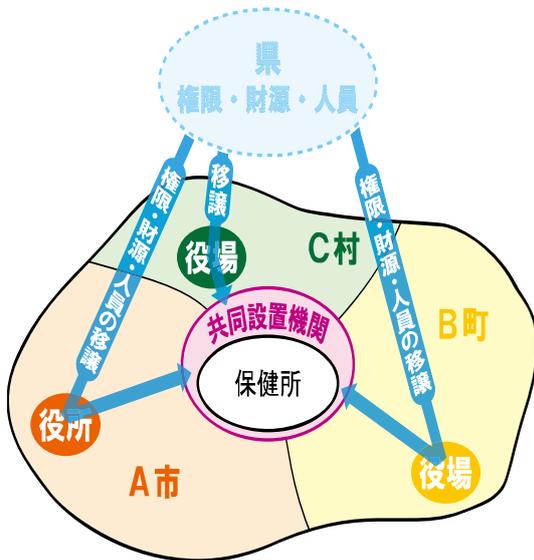
例) A市、B町、C村を管轄する現行の県の保健所の例

現行

◆現行では、県がA市、B町、C村における保健所事務を市町村に代わって執行し、住民・企業にサービスを提供している。



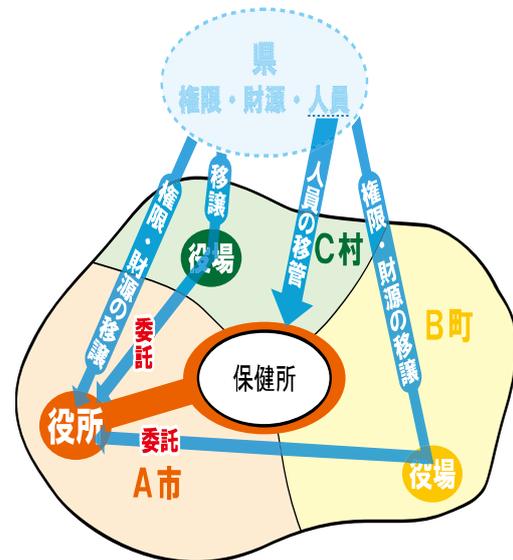
機関等の共同設置



◆「機関等の共同設置」では、県からの権限・財源の移譲をそれぞれの市町村が一旦受け入れた上で、連携により共同の機関を立ち上げ、保健所を運営することになる。

連携後も構成自治体が権限を保有することから、各基礎自治体の主体性が確保されるとともに、共同設置機関である保健所との連携が深まることにより、各基礎自治体における窓口業務や住民サービスの質が向上する。

事務の委託



◆「事務の委託」では、B町及びC村が、A市に対し、保健所の運営を委託することになる。

A市の権限において事務が執行されることから、「機関等の共同設置」が持つ事務の煩雑さをクリアすることができる反面、B町及びC村の主体性をどう担保するかが課題となる。

3 権限移譲及び基礎自治体の広域連携に伴う県からの人員・財源の移譲

権限移譲に伴う新たな事務を執行するために必要となる人員やノウハウ・専門性を確保するための方策としては、県からの専門職員の派遣や身分移管、基礎自治体から県への出向による専門知識の習得、基礎自治体間連携による人員配置、各種研修の強化・充実等、様々な方法がある。

権限移譲に伴う基礎自治体間の広域連携の形成時においても、このような方法を有効に活用しながら、権限の増加に対応するため、専門性のある人員の確保を図っていかなければならない。

その際、人員の移譲に関する、県職員が基礎自治体の職員となることによる身分や給与を含む処遇上の取り扱いのほか、必要な財源の移譲など、解決しなければならない課題が多いことから、「九州府推進機構（仮称）」及びこれを補完する場において具体的な協議を進めていくことが必要となる。

特に、権限移譲に伴う事務執行及び人員移譲に伴う人件費などの必要な財源の移譲においては、九州府の移行期においてはこれを県に求めていくこととなるが、九州府の実現下において基礎自治体への移譲事務を適切に執行するための財源を安定的に確保するためには、国と地方との税源配分の見直しなどを含めた抜本的な税財政制度の再構築が求められる。

第2章 九州府実現下における住民自治の充実に向けた取組み

1 九州府実現の過程またはその実現下における住民自治の充実

住民のニーズやライフスタイルが多様化した現在において、住民の視点に立ち、住民と一体となったまちづくりを行うためには、基礎自治体の強化とともに、いかに住民自治を充実させていくかが課題となる。

九州府の実現時には、それぞれの基礎自治体は、住民の意見や思いをまちづくりに取り入れ、反映させていくことがますます重要となることから、住民に対して様々な媒体を通して積極的に行政に関する情報提供を行うとともに、住民の声を施策に取り入れるための仕組みを講じ、住民が政策を形成する過程に参加する機会を増やすよう、今まで以上に取り組んで行かなければならない。

また、「自分たちの地域は自分たちでつくり、自分たちで良くしていく」という考え方は住民自治の基本であり、それは住民が本来持っている権利であるが、これは場合によっては行政が担ってきた地域における事業・活動を、住民自らの意思や判断と責任に基づいて方向性を決定し、行動することによって初めて実現するものである。

そのためには、地域住民のより身近なところで行政サービスを提供し、その意見や要望を直接聞くための「住民に身近な自治の仕組み」を構築することが必要であり、住民が自治に対する意識を高めていくことが、地域における人と人との絆を再生し、地域コミュニティの衰退や人間関係の希薄化など、様々な課題解決のきっかけとなりうる。

地域を知り、地域を愛する住民が参加する住民主体のまちづくりを行うため、九州府実現下の基礎自治体において、行政は住民に負託されているものであり、地域における公共サービスを担うのは行政だけではないという視点を改めて確認しながら、「都市内分権」の推進、すなわち、行政内部における支所などへの権限や財源の移譲とあわせて、自治会等の地域の自治組織の充実・強化、活動を活発化するための支援を行うことで、住民自治の充実に向けた取組みを進めていくことが重要となってくる。

2 都市内分権の現状と課題

(1) 地域の自治組織の現状と課題

現在、多くの自治体において自治会等の地域の自治組織を柱とした取組みが行われているが、実際に公共サービスを提供していくためには、当該団体の組織上の位置付けや、正当性の確保などの面において課題がある。

また、住民自治の基盤として重要な役割を担う組織ではあるが、中山間地

域等においては人口減少と少子高齢化によって衰退が懸念される一方、都市部でも未加入者の増加や人間関係の希薄化などによりその弱体化が懸念されており、地域の防災、防犯力の低下など、多くの課題を抱えている。

(2) 行政内部への分権を推進する取組みの現状と課題

行政内部における分権については、支所等や指定都市における区役所に権限や財源を移譲したり、その機能を充実させるなど、住民により近いところでまちづくりの意思決定を行えるようにすることで、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民の自治意識をさらに高めることを目指し、多くの自治体で取り組まれている。

一方で、厳しさを増す社会経済情勢を背景に、一部に支所や出張所の機能が縮小されている状況も見受けられるが、こうした行政内部の分権については、分権型社会に求められる住民自治確立の観点から、積極的に推進されるべきものである。

3 都市内分権推進の取組み

本格的な人口減少社会の到来や急激に進む少子高齢化、社会保障費の増大や税収の減少など、行政運営が益々厳しさを増す中、多様化・複雑化する住民ニーズに対応していくためには、行政だけでなく、地域住民、自治会等の地域の自治組織、NPO、企業など、地域を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割と責任を自覚しながら力を合わせてまちづくりに取り組む「新しい公」の形成が不可欠であり、行政にはこれを積極的に支援する取組みが一層求められる。

その際、住民には、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という視点から、地域のまちづくりの主役となり、まずは自らが自立し、その上でお互いに助け合い、社会に貢献する役割が求められ、行政には、そうした地域共助の活動に対する支援を行うという、「自助・共助・公助」の仕組みが行政と地域住民の基本的な関係となる。

また、行政は、住民をはじめ「新しい公」を担う多様な主体と情報を共有するため、積極的な情報公開を行うことで行政と主体間の信頼関係の構築を図るとともに、地域のことを熟知している住民がまちづくりに積極的に参加する意識を持つための取組みや、多くの住民が参加しやすくなるような参加形態を工夫するなどの役割が求められる。

(1) 住民自らが地域を担っていく仕組みの構築

現在、地域においては自治会等を中心として主体的なまちづくりの取組み

が行われているが、九州府実現下の基礎自治体において、住民参加を進め、住民自治の充実を図っていくためにも、住民自らが地域を担う実働組織として、そうした主体からなる「新しい公」の果たす役割は一層重要となる。特に、より広域的で専門的な対応が求められる分野などにおいては、NPOや企業のほか、専門的知識を有する各種団体による取組みが求められる。

この場合、NPO等の各種団体は、地域の自助・共助によって担うことが望ましい分野の受け皿としても機能するほか、その専門性や機動性を活かし、行政では十分に対応できなかった分野や、地域の自治組織における専門性の不足を補う働きが期待される。

一方、行政は、こうした地域と各種団体との連携を進めるための橋渡しの役割を担うことで、それぞれの活動に対する相乗効果や効果的な活動の展開を図るとともに、各種団体に対する育成支援等を充実し、住民ニーズに即した多様な生活基盤を整備することが重要となる。

また、住民一人ひとりが、これまで蓄積してきた知識や経験を活用しながら自らの意思で積極的に地域や行政に関わることができるよう、自治基本条例など自治の仕組みの基本ルールを定めたり、政策形成過程の一層の透明化による情報共有化や、基礎自治体の職員一人ひとりの住民参加に対する意識改革を進めることなどにより、行政への住民参加の推進を図り、施策へ住民意思を的確に反映することが求められる。

(2) 住民が行政運営に直接参加する仕組みの構築

① 行政と地域の自治組織の役割の整理

住民ニーズが的確に反映され、地域の需要に応じた効果的なまちづくりが行われるためには、住民が行政運営に直接参加する仕組みの構築が必要であることから、これまで行政が担ってきた公共サービスを、

- ◆ 「行政が担うべき分野」

(高度の行政判断や全市的な調整が必要なサービス分野)

- ◆ 「地域において事業選択できる分野」

(行政が担う分野のうち、地域の実情や特性を踏まえて住民が必要な事業を選択できるもの)

- ◆ 「地域が担うことが望ましい分野」

(行政が実施する必然性がなく、地域における自助・共助の取組みによって担うことが望ましい分野)

とに分け、「行政が担うべき分野」については基礎自治体が責任を持って事務を執行する一方、他の分野については、既存の自治会等の地域の自治組織が主体的に担えるような仕組みづくりを積極的に進めなければならない。

ただし、現状では、自治会への未加入問題のほか、地域における活動が特定の者に集中している場合も見受けられることから、真に地域活動を充実させるためには、より多くの住民の参加が必要であるとともに、地域のリーダーの存在とその育成が課題となっている。

こうしたことから、まずは基礎自治体の職員が率先して地域活動に参加するほか、地域の状況によっては、職員が地域のリーダーとしての役割を積極的に果たすことが求められる。

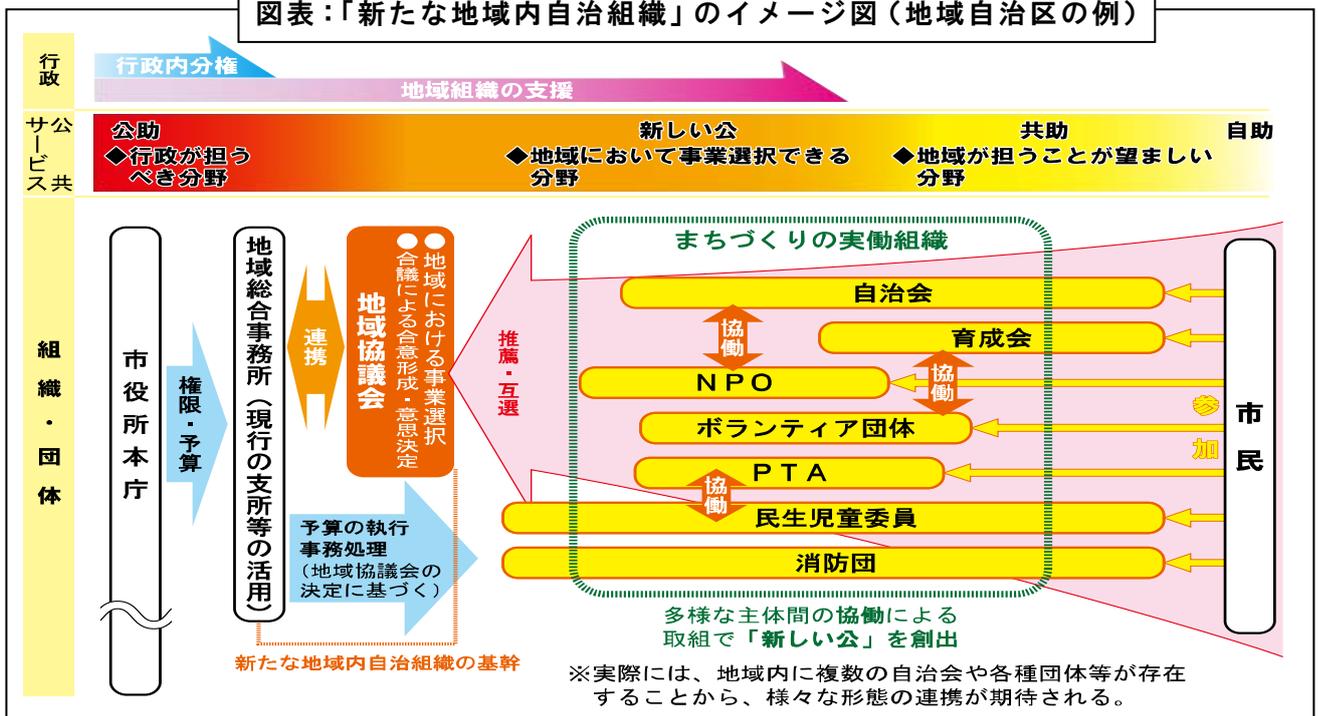
② 「新たな地域内自治組織」の確立

地域の自治組織が、地域の課題や住民ニーズを的確に把握しながら主体的にまちづくりに取り組む担い手となるためには、地域内の住民の総意に基づき、自らの責任において実施すべき事業を選択し、これを自助・共助の取組により適正に行うことができる「新たな地域内自治組織」ともいうべき形態へと発展することが求められ、これは、それぞれの都市規模や人口、地理的要因、住民の自治意識等に応じて様々な選択肢が考えられる。

その一例として、地方自治法に基づく「地域自治区」は、行政内部の分権を実施するための方策として活用できるほか、地域住民により組織される地域協議会が地域の合意形成や意思決定の役割を有する合議体として機能することも可能である。この地域協議会のもとで、地域内の各種団体が有効に活動するためには、それぞれの団体が協働しながら「まちづくりの実働組織」というべき組織を形成することも重要となる。

なお、現行では、地域自治区は市内全域へ導入することを前提としているが、これを自治体の判断によりその一部の区域のみに設置できるなどの法改正を行うことで、より柔軟な活用を可能とすることが求められる。

図表：「新たな地域内自治組織」のイメージ図（地域自治区の例）



(3) 行政内部の分権の推進

住民自治の充実を目指すためには、上記の「新たな地域内自治組織」の実現と並行して、行政内部の分権を推進する必要がある。

具体的には、自治法上の「区」や現行の「支所」を活用し、地域内における事務権限をこれらの長に委任することが有効である。

この場合、いわゆる大区役所制のように、より多くの権限を区や支所へ移譲する場合は、一定程度の分権が図られることとなるが、さらに区や支所ごとの基本計画などの策定や裁量予算の配分を行い、地域の特色や住民の創意工夫を生かしたまちづくり、地域独自の施策の展開などを積極的に支援・推進し、住民に身近なところで物事の決定・実施ができるようになることで、住民自治の充実を図っていくことが求められる。

「新たな地域内自治組織」の実現と、この行政内部の分権を並行して進め、住民自らが事業の選択や実施に関わることで、はじめて「真の住民自治」の確立につながるものとする。

4 九州府の実現による住民自治のさらなる促進

都市内分権が進み、住民自治の確立に向けた取組みが一層強化されることで、住民参加型のまちづくりや住民自治の意識が高まり、地域コミュニティにおける住民が主体となった活動がさらに活発となる。

例えば、住民参加が進むに従い、地域住民の絆や地域への愛着心が強まることで地域ぐるみの防犯・防災意識が高まり、自主防犯組織によるパトロール活動や円滑な避難活動が行われるようになる。

また、比較的簡単な道路や水路の補修などは、行政は地域へ原材料を支給し、住民自らが地域に応じた手法で対応していくことなどが行われるようになるなど、地域ニーズに的確に対応する政策や意思決定の相当部分を住民自らが行うこととなるため、行政は全市的な課題の解決や地域間の利害調整などにウェイトを置くことが可能となり、その結果、より専門的な行政ニーズへの対応が可能となる。

このように、九州府実現後の基礎自治体においては、行政と地域住民、新たな地域内自治組織やNPOなど、地域の様々な団体がそれぞれの役割を果たしながら連携することで、地域住民が自らのまちづくりを主体的に行うための身近な自治の仕組みの構築が一層重要となっていく。

団体自治と住民自治の充実の取組みには決して終わりはないことから、我々基礎自治体は、九州府実現のステップとあわせ、このさらなる充実・発展のための取組みを引き続き行なっていかなければならない。

第3章 道州制下における税財政制度の基本的な考え方

1 地方自治体の自主性・自立性を担保するための地方税制の在り方

九州府実現下においては、基礎自治体優先の原則に則った役割分担のもとに、国・九州府・基礎自治体が対等な立場で、各々の役割を果たしていくことが必要であり、中でも基礎自治体の役割は、現状よりもはるかに大きなものとなる。

基礎自治体は、地域のニーズに応じたサービスの提供を行うため「自主的な判断」と「執行の責任」において自己完結的に行政運営を行うことが求められている。そのためには、住民福祉の向上に資する権限の移譲をこれまで以上に強力に求めると同時に、国と地方、九州府と基礎自治体の役割分担を明確にしつつ、その役割に応じ、偏在性が少なく、安定的な財源が確保できる税体系の構築が必要不可欠となる。

財源確保には、地方税の税目や税率を自主的に決定することができる課税自主権の強化や地方債の発行にかかる自由度の向上なども重要な要素であるが、ここでは、既存の税源を検討の基礎として、九州府実現下において、基礎自治体及び九州府が、その役割を十分に果たしうる税財政制度及び財政調整制度の基本的考え方について提案する。

2 国・九州府・基礎自治体の役割分担に基づく税源配分

(1) 税源移譲と地域格差の是正の必要性

現在、国と地方の歳出割合と、国税と地方税の税源配分は逆転しているため、国が地方に対して地方交付税や補助金等を交付する財政移転で調整されている。そのため、住民にとっては、事業主体や財源が国なのか、地方なのかなど、受益と負担の関係が分かりにくく、また、地方自治体にとっても責任の所在が不明確になり、自主性・自立性を損なわせている。

このようなことから、当面の課題としては、現行の税財政制度において税源移譲を行い、国と地方の歳出割合と税源配分の一致が図られる必要があるが、三位一体の改革で見られたように、税源移譲が行われても新たな地域間格差を生じさせる懸念があることから、併せて財源調整機能と財源保障機能の強化の検討も必要と考える。

(2) 役割分担に適合した税源配分

国・九州府・基礎自治体の役割分担に応じた税源を確保するためには、国から地方への大幅な税源移譲が必要であり、次のような方向性で税源を配分すべきと考える。

① 地方への税源移譲の対象となる税目

まず、税源移譲の対象となる税目としては、以下のような点が満たされる必要がある。

- ◆ 九州府及び基礎自治体が基本的な住民サービスを安定的に提供するために、税収の多い、いわゆる基幹税であること。
- ◆ 道州制のもとで、地方全体として地方税中心の財政構造を目指すためには、税源が一部の団体に偏らない、地域的な偏在性の少ない税目であること。
- ◆ 基礎自治体の提供する住民サービスは住民に密着したサービスであることから、税収の変動に応じて自由に伸縮できないものが多い。このため、景気の変動に左右されない安定した税収が確保できる税目であること。

このような観点から、国税、地方税の各税目について、現状を確認すれば、以下のとおりである。

ア 基幹税の観点からの検討

国税は、所得税、法人税、消費税の三税で全体の 73.5%を占めており、これらのうち一定割合は地方交付税の財源で、地方固有の財源とされている。

地方税は、道府県税の地方法人二税（法人住民税・法人事業税）が 26.3%、個人道府県民税が 33.2%、地方消費税が 15.8%となり、これらで全体の 75.3%を占めている。

市町村税は、固定資産税が 42.8%、個人市町村民税が 35.8%、法人市町村民税が 8.6%となり、これらで全体の 87.2%を占めている。

こうした税目は、九州府及び基礎自治体の基幹税として位置づけられるものであり、このうち、固定資産税は基礎自治体における基幹税として定着していることから、九州府実現後も引き続き基礎自治体税と位置づけることが適当である。また、それ以外の税目については、所得課税、消費課税として国・地方の課税対象が共通でもあることから、税源移譲の検討対象となりうる。

総務省HP「国税・地方税の税収内訳（平成21年度決算額）」

イ 偏在性及び税収の安定性の観点からの検討

地方税収の偏在性と安定性について、各税目は以下のような状況である。

- ◆ 個人住民税（個人道府県民税・個人市町村民税）の人口一人当たりの税収額の指数では、最大の東京都と最小の沖縄県では 2.7 倍の差で

あり、税収の推移も比較的安定している。

- ◆ 地方法人二税（法人住民税・法人事業税）は、最大の東京都と最小の奈良県で6.1倍の差があり、企業の多くが大都市部にあることから偏在性が大きい。また、法人の事業活動は景気の影響を受け易く、税収の推移も変動の幅が大きい。
- ◆ 地方消費税は、最大の東京都と最小の沖縄県で1.7倍の差であり、偏在性は小さく、また、税収も最も安定している。

住民税は、県・市町村いずれにおいても基幹税として重要な税目となっており、九州府実現後も安定した地方税収の確保を行う上で、引き続き重要な税目として位置づける必要がある。ただし、地方法人二税については偏在性や税収の変動幅の大きさを考慮する必要がある。

また、更なる安定した地方税収の確保を行うためには地域的な事情による偏在や景気の変動に比較的左右されにくい税目から税収の確保を行う必要がある。その対象としては、他の税に比べ偏在性が少なく税収が最も安定している地方消費税が適当と考えられる。

総務省HP「人口一人当たりの税収額の指数（平成21年度決算額）」、
「主要税目（地方税）の税収の推移」

② 具体的な税源配分の考え方

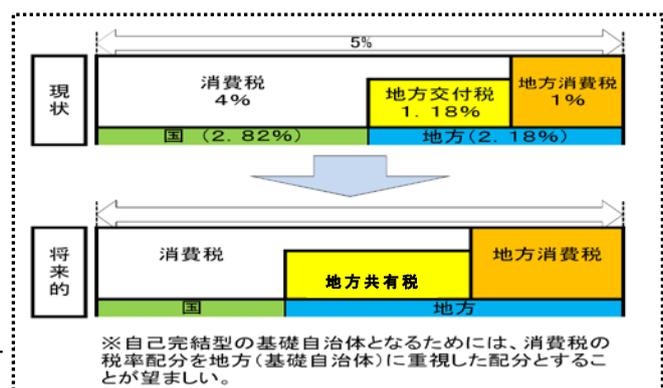
上記のような各税目の特性に鑑み、国、九州府、基礎自治体の役割分担に応じた税源を確保するためには、次のような方向性で税源を配分すべきと考える。

ア 国税と財政調整財源

国がその役割を果たし、道州間（その後の基礎自治体間）の財政調整財源を確保するためには、偏在性が高い所得税の一部（累進課税部分）や法人税等の基幹的な税を充て、現行制度の地方交付税と同程度の財源規模を確保することが適当と考えられる。また、現在地方交付税の財源となっている、酒税、たばこ税、及び消費税を国税とする。

イ 道州税

九州府の安定的な収入の確保、道州間や基礎自治体間の財政力の格差の解消（財源調整機能）のため、消費税等5%のうち、地方の財源であ



る地方消費税(現行1%)及び地方交付税(現行1.18%)の割合を拡充し、道州税とする。

また、大都市部への偏在性が大きく、景気変動の影響を受けやすい法人市町村民税や法人事業税は道州税とすることも考えられる。

ウ 基礎自治体税

応益性重視の観点から、現行の個人市町村民税や固定資産税等に加え、所得税の一部や消費税の一部、相続税を税源移譲する。

また、市県民税は課税及び徴収を市が行い、その一定の割合(約40%)を県に払い込んでいるが、これを基礎自治体が住民へのサービスを自己完結的に提供するための財源として基礎自治体税とすることも考えられる。

なお、都市部と離島や中山間地の基礎自治体とでは、偏在性の低い地方消費税等の配分を拡充したとしても、人口や産業などにより既に格差が生じており、自己財源で自己完結的に行政運営を行うことは困難である。これに対応するためには、現行の税財政制度の抜本的な見直しを行うと同時に、基礎自治体間の財政格差を調整する新たな財政調整制度の確立が必要である。

現在の国と地方の税収の比率は概ね6:4となっているが、国から地方に対して地方交付税や譲与税等の財政移転が行われることにより概ね4:6となっている。

一方で、上記のとおり、国・地方の主な税目の税源配分変更例に基づいて税源移譲が行われた場合は、概ね4:6となると試算している。

これは、現在の国と地方の歳出割合に一致したものとなっているうえ、地方交付税等は含まないことから、地方の国への依存度の低下と、地方が自由に使える財源の拡充に資するものとなると考える。

さらに今後は、国の出先機関の地方移管をはじめ、国と地方の役割分担に基づいた事務権限の移譲を進めるにあたっては、消費税の地方配分割合を高めるなどの必要な税源移譲を行うことで、それに見合う必要な財源を確保して行く必要がある。

国・地方の主な税目の税源配分変更例

【現行】 → 【道州制実現下】

区分	税目	
国	所得課税	所得税①
		法人税
	消費課税	消費税②
		揮発油税③
		酒税
		たばこ税
		自動車重量税④
		石油ガス税⑤
	その他	
	資産課税等	相続税⑥
その他		
道府県	所得課税	個人道府県民税⑦
		法人道府県民税
		個人事業税⑧
		法人事業税
		道府県税利子割
	消費課税	地方消費税
		自動車税
		軽油取引税
		自動車取得税
		道府県たばこ税
その他		
資産課税等	不動産取得税	
	その他	
市町村	所得課税	個人市町村民税
		法人市町村民税⑨
	消費課税	市町村たばこ税
		軽自動車税
		その他
	資産課税等	固定資産税
		都市計画税
		特別土地保有税
		事業所税
		その他

区分	税目	
国	所得課税	所得税（一部直接市町村へ）
		法人税
	消費課税	消費税（一部市町村へ）
		※道州へ
		酒税
		たばこ税
		※道州へ
		※道州へ
	その他	
	資産課税等	※市町村へ
その他		
道州	所得課税	※市町村へ
		法人道府県民税
		※市町村へ
		法人事業税
		道府県税利子割
	法人市町村民税⑨	
	消費課税	地方消費税
		自動車税
		軽油取引税
		自動車取得税
道府県たばこ税		
揮発油税③		
自動車重量税④		
石油ガス税⑤		
その他		
資産課税等	不動産取得税	
	その他	
市町村	所得課税	個人市町村民税
		※道州へ
		個人道府県民税⑦
		個人事業税⑧
	消費課税	所得税（一部）①
		市町村たばこ税
		軽自動車税
	資産課税等	地方消費税（国・地方配分見直しによる増）②（一部）
		固定資産税
		都市計画税
特別土地保有税		
事業所税		
相続税⑥		
その他		

左の表は、以下のような整理をした場合の税源配分変更の一例であり、確定的なものではない。

【国税から地方税へ】
 ・所得税の一部を地方へ移譲
 ・消費税（消費税・地方消費税合計）については、地方分の拡充を行なう（例えば消費税・地方消費税計5%の配分を変更；4：1→3：2 など）
 ・広域の道路整備が九州府の役割となることから揮発油税、自動車重量税、石油ガス税については、九州府へ移譲
 ・相続税は基礎自治体へ移譲

【財政調整の財源を確保】
 ・地方共有税財源として現在の地方交付税と同程度を確保

【道府県税から市町村民税へ】
 ・住民サービスの応益性が明確になるよう、個人道府県民税は基礎自治体に移行

【市町村民税から九州府税へ】
 ・法人市町村民税は大都市部への偏在性が大きく、景気動向の変動が大きいため、基礎自治体が安定的サービスを提供する財源に適さないことから、九州府へ移行

【財源強化】
 ・市町村分として地方消費税を増額（消費税・地方消費税計5%の配分を変更；4：1→3：2）

3 財政調整制度の基本的な考え方

九州府を実現していく上では、基礎自治体の自主財源の拡充は必須である。そこで、道州間、基礎自治体間における財政調整制度は、自らの財源を他の基礎自治体等のために融通しあうことにより、すべての基礎自治体が国に依存することなく、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるものにならなければならない。

そこで、現在の地方交付税制度に替え、より透明性が高く、地方固有の財源である旨を明確にした「地方共有税」制度を導入し、外形基準（人口や面積など）をもって行う必要最小限の財政調整を実施する。

また、「地方の自立」や「受益と負担の明確化」の観点から、現行の地方交付税制度の「財源保障機能」により重点を置くものとする。

(1) 「地方共有税」制度の仕組み

財政調整の原資となる地方共有税の導入においては、現行の税体系からのスムーズな移行かつ地域の自主性・自立性を担保する観点から、基本的には偏在性の大きい法人税、所得税等の一定割合（法定率）及び偏在性の小さい消費税の一定割合を税源とするのが望ましい。

なお、これらの税はすべて国税であることから、賦課徴収はこれまで同様、国が行うものとし、国の一般会計を通さず「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れるものとする。

(2) 「地方共有税」制度における財政調整の具体的な手法

① 財政需要の算定

道州及び基礎自治体の事務配分は各圏域で異なり、事務に係る施策の内容も多様化するため、現行の地方交付税のように基準財政需要額を算定するのではなく、人口及び面積に人口規模などの補正を加えた、より客観的な指標をもとに必要な財政需要を算定を行う。つまり、平成19年度に導入された「包括算定経費」の割合を可能な限り拡大し、現行制度における人口規模や土地の利用形態の行政コスト差を、よりの確に反映させていく方法を採用すべきである。

② 道州間における財政調整

道州間の財政調整については、「地方共有税」を財源に、いわゆる全国の道州で構成する協議組織（法定の組織）において協議・調整するものとする。

なお、全国的な均衡を図るため、この組織において協議・調整される各

道州への交付額の配分は、道州及び当該道州内の基礎自治体が担う行政事務の執行に必要な財源として、客観的な指標をもとに算定した理論上の歳出と歳入の差を補てんするという現行制度に近いものとなると考える。

③ 九州府と基礎自治体及び基礎自治体間における財政調整

九州府と基礎自治体並びに基礎自治体間の財政調整については、九州府に配分された「地方共有税」を財源に、「九州府と基礎自治体の協議の場」において協議・調整を行う。

配分の算定方法については、九州府の地域特性や戦略性を十分考慮する必要があることから、政令指定都市や中核市等、地域の核となる都市が担う九州府内の基礎自治体間の水平連携などに伴う財政負担を踏まえつつ、構成する基礎自治体との協議により定めるものとする。

区分	現行 「地方交付税」制度	九州府実現下の「地方共有税」制度(案)		
			「地方共有税」を導入すべき必要性等	左記を踏まえた「地方共有税」制度(案)の考え方
財政調整 財源の流れ	(税込)→国の一般会計→ 交付税特会	(税込)→→→→ →→共有税特会	地方固有の財源 である旨を明確に すべき	特別会計への直 接繰り入れ
財政調整 財源等	国税の一部(法定率) 所得税(32%) 法人税(34%) 酒税(32%) 消費税(29.5%) たばこ税(25%) 財源不足が生じる場合の 対処(地方交付税法 第6 条の3第2項に該当) 国の一般会計からの特 例加算の実施 臨時財政対策債による 補填措置の実施	法人税、所得税、 消費税等の一定 割合(法定率) 3～5年に一度、法 定率の見直しを行 う	総額を安定的に確 保すべき	財政調整財源の 確保 法定率の見直しの ルール化
財政調整 の主体	国(総務大臣)	国及び九州府(基 礎自治体) ※法定の協議組 織の設置	いわゆる水平的な 財政調整がなされ るべき	協議組織の設置
財政需要 の算定	基準財政需要額 単位費用(法定)×測定単 位(国調人口等)×補正係 数(寒冷補正等) ※包括算定経費:人口、 面積	人口及び面積に 人口規模などの補 正を加えた、より客 観的な指標をもと に財政需要を算定	客観的な指標によ り算定すべき	外形基準(人口や 面積など)をもって 配分

第4章 九州府実現によるメリット

住民に身近な行政に関する企画・決定・実施にかかる権限を、住民により近い自治体、特に基礎自治体に優先して移譲することを基本として国と地方の役割分担を見直すことで、九州府は広域的・専門的な事務を担うことになるとともに、基礎自治体はこれまで以上に住民サービスの向上に資する様々な施策の展開が可能となる。

この、九州府の実現により住民福祉が向上する具体例について基礎自治体の立場から以下のように整理を行う。

1 九州府のスケールメリットを活かした展開

九州府の実現により、「自治体の行政エリアが、現在の『県域』から『九州全域』へと大幅に拡大する」「国と地方の役割分担に従い、国から九州府に対して多くの権限、財源及び人員が移譲される」「財政規模も県単位から九州全体へと拡大することに加え、国と地方が担う役割分担に従った抜本的な税制改正が行なわれることで大きく拡大する」こととなる。

これらのことにより、九州府は地方が担うべきとされた役割のうち、広域的・専門的な事項を国に代わって企画・立案、判断し、決定できる権能を持つ広域自治体になるとともに、その圏域の拡大による利点（スケールメリット）を活かした地域経済の活性化や県境を越えた医療体制、危機管理体制などの確立を目指すことが可能になることに加え、組織管理面においても、組織のスリム化や事務事業の効率化などを図ることが期待できる。

(1) 経済の活性化

① 効果的・効率的な社会資本整備の促進

県の枠組みがある中では、複数の県にまたがる社会資本整備を行う場合は、一般的には国が所管する事業となることから、事業化における多くの判断を国が行っており、地元自治体の意向が十分反映されないなどの状況が見られる。また、県が社会資本整備を行おうとする場合に、補助金の交付等を含め国に求めなければならない状況も見られ、結果として整備までに長い時間を要することとなっている。

例えば、九州地域の総合的発展のためには、循環型高速交通ネットワークの整備が不可欠であるが、東九州自動車道の整備の進捗の悪さや九州横断道の不整備など、依然として交通ネットワークの東西格差、南北格差が存在し、各所に優れた産業や観光資源がありながら、そのポテンシャルを十分発揮できない状況にある。

九州府の実現により、社会資本整備の優先付けを含む権限及び財源を国から移譲することによって、県域を越えた道路網の早期整備や港湾などの広域交通拠点の整備、上下水道などの社会資本整備を一体的に行うことが可能となる。前述した東九州自動車道の早期整備により、東西格差の是正と地域経済の活性化、災害時の基幹ネットワークの形成が図られる。

このように、地域の個別的な事情に精通する九州府が、全九州という広域的視点に立ちながら、空港、道路、港湾、鉄道等の交通網を効果的・効率的に整備し充実することで、九州内の物流や人の交流がスムーズかつ活発となり、九州各地の様々な地域へと周遊できるような循環性を持った観光道路の整備など、特徴ある地域独自の発想に基づいた整備が具現化できる。

さらに、物流等がスムーズになることで、企業の地方への進出が容易となり、雇用が各地域に生まれることが期待される。併せて、広域的な通勤も可能となることから、住民はその地域に住み続けられることとなり、定住促進効果も期待できる。例えば、九州新幹線の全線開業により通勤圏・通学圏の拡大や関西、中国地方との移動時間の短縮だけでなく、企業進出や道路整備を含むまちづくり、商業機能の充実などが図られたことを鑑みると、社会資本整備がもたらす効果は大きい。

② 主体的な産業集積施策の展開

九州は、規模や経済力、財政力の点では、ヨーロッパやアジア諸国にも匹敵し、「九州」という単位で国際競争力を持てるほどのポテンシャルを有している。

これらを活かしながら、九州の産業の優位性を高めていくためには、競争力を持つ産業が核となって産業集積（クラスター）を進めることが重要であるが、全九州という広域的な観点から、九州府と基礎自治体、企業などの関係機関が連携して産業政策の企画・立案から事業支援までを行うことで、地域特性を活かした産業集積がさらに効率的に行えることとなる。

◆ 九州北部

主要自動車メーカー4社の工場がある九州北部を中心とし、自動車関連企業の誘致、商談会の開催、専門人材の育成などの産業政策を進め、「カーアイランド九州」の更なる形成を促進する。

また、次世代自動車の研究開発・生産技術拠点の形成を目指し、半導体クラスターと自動車産業の融合を促進するため、北九州市におけるカーエレクトロニクス分野の研究開発拠点や、福岡・北九州両市における

水素自動車の実用化に向けた水素・燃料電池分野の研究開発拠点の形成を進める。

◆ 九州南部

農業生産額で全国の2割を占める九州が、九州南部を中心に県域を越えた密接な連携・協力に基づくリレー出荷体制の構築、ロットの確保などにより、消費者ニーズに合った安心・安全な生産品の安定的供給を図ることで、日本一の食糧供給基地「フードアイランド九州」の更なる形成を促進する。

◆ 九州中部、九州東部

熊本県、宮崎県など太陽電池製造工場を有する九州は、薄膜系太陽電池製造の世界的な一大集積地となっているが、九州府のもとでさらなる産業集積を進めることにより、太陽光発電産業の拠点地たる「ソーラーアイランド九州」の更なる形成を促進する。

また、国の総合特区に指定された、大分・宮崎両県で取組みが進む「東九州メディカルバレー構想」は、医療機器関連の複数の企業が立地する利点を活かして、新たな医療機器の研究開発や国内外の医療技術人材の育成などに産学官が連携を深め、医療産業の一層の集積と地域活性化を目指す。

◆ その他

シリコンアイランドと呼ばれ、九州各県に半導体工場を有し、日本におけるシェアの2割を占めている九州の半導体産業を、九州の産学官が一体となり、設計、試作、評価、解析などの開発機能をさらに強化することで、パワーデバイスのような付加価値の高い半導体の生産基地の更なる形成を促進する。

さらに、九州における造船産業の更なる発展に向けて、その国際競争力の強化を図るため、海上輸送の効率化に資する船舶の省エネルギー技術の研究開発等を支援するとともに、次世代の人材育成と造船技術の継承を図るため、長崎、大分における造船技術研修拠点の機能強化等を図る。

また、各県の研究機関を九州府が所管し、各県の優れた知識や経験等を集約するとともに、得意分野や地域特性を活かした研究機関の統合・再編や産学官の広域的な連携強化により、研究の効率化、高度化を図ることができる。

例えば、農林水産業の分野では、各県の試験場でそれぞれ個別に取り組んでいる研究内容を、九州府のもとでは、各試験場の得意分野をまず特化させて特徴を出すとともに、他の試験場でのその分野にかかる成果を特化した試験場に移転するなど、各県の優れた知識や経験等を集約することで、高品質で収量性が高く、消費者の購買ニーズの高い農水産物の開発・品種改良が可能となる。

このように、関連産業の立地や研究開発拠点の整備、九州各地に経済自立圏の形成が促進されることで、地域経済の活性化と、その経済効果が九州全体に波及することが期待できる。

③ 地域産業の活性化

ア 観光産業の振興

九州は、豊かな自然や地域に根ざした特徴ある食を始め、温泉や歴史的建造物など、国内外を問わず自信を持ってアピールできる観光資源を数多く有している。

また、九州新幹線の全線開業により、特に中国圏や関西圏からの観光客の流入など交流人口が増加しており、経済効果も現れているが、沿線だけでなく九州全体に効果を波及させるための取り組みが必要である。

現在、「九州観光推進機構」において、官民共同で広域的な取り組みが行なわれているが、九州府の実現により、九州が一体となった観光ルートの開発や情報発信などの計画的な観光施策を、基礎自治体間及び基礎自治体とJR九州など民間との連携を更に強化しながら展開することで、地域の観光資源を十分に生かした観光戦略の推進が可能となる。

例えば、九州の豊富な観光資源を巡る「まるごと九州さるく」、世界遺産登録を目指している「九州・山口の近代化産業遺産群めぐり」などの広域的な観光ルートの開発や、空港や駅、港などにある観光案内所を「九州観光案内所」として整備し、九州の観光情報発信機能を充実・強化することで、九州に関する積極的かつ均一的な九州観光案内サービスを提供できる。

イ 地場産品の販売促進

農林水産品、家具、繊維、陶磁器などの、九州各地の良質な地場産品を「九州ブランド」として国内外、特に東アジアにおける販路拡大を図るため、九州府が中心となり、基礎自治体とも連携しながら九州全体でブランド戦略を推進することで、輸出先での安定した販売先の確保やPR効果の増大、さらには外国人観光客誘致への波及効果が期待できる。

ウ 企業誘致の促進

企業立地に係る許認可手続の窓口は国、県、基礎自治体にまたがっており、煩雑で多大な時間を要する結果になっている。国の許認可には、4 ha 以上の農地転用許可や工場敷地面積に対する緑地面積の割合の基準などのように、地形や都市化の進展度の違いから、地域で判断した方が合理的なものもある。

このようなことから、国の企業立地などにかかる許認可権限を九州府に移譲するとともに、規制関連の専門職員を配置し、相互に連携を図りながら対応することで、進出決定から操業開始までの時間を大幅に短縮するなど、迅速で質の高いワンストップサービスの提供が可能となる。

(2) 危機管理体制の確立

九州は梅雨時に集中豪雨が多発することや台風常襲地帯であるため、河川の氾濫や高潮被害、土砂災害に毎年のように見舞われており、一般住民の生活への被害のみならず、農林水産業への被害も甚大である。また、東日本大震災や新燃岳の噴火など、大規模かつ広域的に影響を及ぼすおそれのある災害や、原子力発電所の事故、テロ事件等が発生した場合、国への支援要請や協議、災害復旧や避難者の受け入れ、人的支援など迅速な対応が求められる。

さらに、新型インフルエンザやSARS、口蹄疫などの感染症は、県域を越えた迅速な対応が必要であることから、九州府が基礎自治体間の連携・調整を図りながら、九州全体の防疫対策を徹底して行うことで、感染症の発生予防やまん延防止に努めることができる。

九州府の実現により、災害時におけるこれらの対応を、九州府が九州全体の司令塔として広域的に、迅速かつ適切な対策を講じることで、被害を最小限にとどめ、速やかな復旧・復興や人的支援などが可能となる。その際、九州府の危機管理体制の機能分散や補完体制を確立し、例えば九州北部において行政機能が停止するような状況に陥った場合には、九州南部で対応が可能となる体制を構築することも重要になる。

一方、基礎自治体間においては、例えば北九州市と福岡都市圏では流域を越えた導水管のネットワーク化を行っているが、平時のみならず、災害時の速やかで総合的かつ効果的な対応を目指したこうした広域的な危機管理体制の構築は、今後一層重要となる。

① 危機管理の専門部署の創設

九州府には、九州の地域特性に応じた事前の予防対策、応急対策、復興などの事後対策、再発防止対策を迅速かつ総合的に立案、実施する専門部

署を創設することで、基礎自治体と連携しながら、九州全域における防災、消防、治安、防疫等の危機管理体制を確立し、自然災害等の有事に対して広域的かつ迅速に対応することが可能となる。

さらに、その専門部署の主導により、危機事象が予測される地域において、例えば「環霧島会議」や鹿児島・宮崎両県の関係自治体による口蹄疫防疫協定の締結など、現行の県域を越えたネットワークの構築促進をはじめ、危機管理に対する指導や助言を効果的に行うことが可能となる。

② 総合的・効果的な治水対策・河川管理

九州府の実現により、現行の一級・二級河川の区分を廃止し、複数の基礎自治体を流れる「広域河川」と一つの基礎自治体内で完結する「地域河川」に区分し直し、広域河川は九州府で、地域河川は基礎自治体が一元的に管理することを原則とする。

このことにより、一貫した河川整備計画が策定でき、国との協議、調整に時間と労力を費やすことなく、堤防改修や河川拡幅や住民等が水に親しめる公園・景観の整備など、地域の自然、文化、まちづくりと合致した総合的・効果的な治水対策と河川管理などが可能となる。

(3) 県域を越えた各種施策の充実

① 離島・半島・中山間地域の振興策の推進

九州府における離島・半島・中山間地域対策として、緊急時の医療体制の確保、ICTを活用した遠隔医療の推進、集落につながる生活道路やバス路線・離島航路・航空路などの公共交通の確保などについては、一つの県では財政等の問題などから十分な対応が困難であるが、九州府の下では基礎自治体と連携しながら重点的に行うことが可能となる。

企業誘致に関しては、九州府が窓口となり各種情報の収集を行う中、広域的な見地から基礎自治体と企業とのコーディネートを行うことで、効果的な企業誘致が期待できる。

また、移住定住促進に関する支援、定住促進制度等の情報提供を九州府が一元的に行うことで、九州外から中山間地域や離島・半島地域を含めた九州内への移住定住を促進することにより、活力ある地域社会の形成と地域経済の活性化につながる。

さらに、法人市町村民税を九州府税と位置付けた場合、離島・半島・中山間地域に進出する企業に対しては、九州府が税の減免や新たな補助制度の創設などのインセンティブを講じることにより、こうした地域に対する企業の進出が期待できる。

② 医療体制の充実

必要なときに適切な医療を受けられる医療体制の整備は、住民が安心して生活していくために重要であり、そのための医師など医療スタッフの確保・充足は早急に解決しなければならない課題となっている。

しかしながら、現在、医療計画における医療圏域が県単位であるため、各県単位での医師の困り込みが見られるなど、九州全体の観点からの医療資源の有効活用には至っていない。こうしたことから、現在の圏域及び地域ごとの医師等の不足は解消されておらず、都市部と地方の医療資源格差はますます拡大傾向にあり、救急医療のみならず日常の一般診療などの医療体制にも支障が生じている。

九州府の下では、九州を1つの単位とした地域医療再生計画を通して、離島やへき地などの過疎地域を含め、九州全体でバランスのとれた医療サービスの提供に努めることとなることから、医師の養成や臨床研修制度の運営、必要な医師数の確保や適正配置、実情に応じた病院等の設置などを可能とする医療体制全般の構築が行われることとなる。

ア 医師不足の解消

九州府で九州府立大学を設置し医学部の定員を決定することなどにより、医師を計画的に養成するとともに、医学生に対する「奨学金制度」や「医師研究資金貸付制度」の充実などにより九州への定着を図る。また、臨床研修制度の企画、立案、指定を九州府が一貫して行うことで、医師臨床研修の一環としてへき地勤務を義務づけるなどの施策を行うことにより、九州、特に離島や中山間地域などにおける医師不足や産科・小児科などの専門医の不足に対して、必要な医師を確保できるようになる。

イ 広域的かつ効率的な救急医療体制の構築

ドクターヘリの配備については、現在においても複数の自治体で広域連携しながら導入が進められているが、本来的には、患者の受け入れ先となる医療機関の設置状況など勘案したうえで、より広域的かつ効果的な配備が検討されることが望ましい。併せて、医療機関の受入可能状況など救急に関する情報についても広域的に一元管理する必要がある。

そこで、ドクターヘリを利用した救急搬送を、九州全体の状況を勘案する中で九州府が主体的に実施することで、症状等に応じた適切な医療機関への迅速な搬送が可能となり、効率的な救急医療体制が構築されることとなる。

③ 就労支援策の充実

現在、国と地方にまたがっている雇用サービスを九州府に一本化することで、就職相談や職業訓練、就職紹介まで一貫した支援を行うことが可能となり、効果的に就労に結びつけることができる。

さらに、九州府と基礎自治体が連携し、一体的な対応を行うことにより、求職者に対し、住居・生活・福祉等の必要な生活支援を、総合的かつワンストップで提供することが可能となり、利便性が向上する。

④ 豊かな自然環境の保全（環境保全、地球温暖化対策）

九州の豊かな自然環境の保全は、広域的かつ一体的に行うことが求められる。そこで、例えば九州府の税として「環境税」を導入し、これを財源に、環境保全や、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入支援などの取組みを推進する。

また、温室効果ガスの排出削減についても、県単位の取組みではその効果に限界があることから、九州府が九州全体での広域的な視点から、森林資源の保全や利活用を計画的に行いながら削減目標の設定を行うなどにより、削減に取り組むことが重要となる。

⑤ 特色ある教育機関の運営

九州府立大学は、新たにアジア言語などの学部を創設するなどの特色ある高等教育を実践し、大学の特性に応じた魅力創出と差別化を図る一方、九州内の国立大学や分野別に特色ある教育を展開している私立大学などとも連携を進め、大学等が有する高度研究施設等を共同で活用することで、九州の高等教育の活性化に繋がることが期待できる。

⑥ 効果的な情報の共有

ア 九州府情報サイトの整備

九州府の実現により、九州に関する様々な分野に関する情報（広域的な災害・感染症情報、九州各地の観光資源の情報、各地の農水産物等特産品情報など）を一元管理しつつ、各地域からの情報更新も可能となることで、住民や観光客等の閲覧者が求める有益な情報が適宜発信できる。

イ 九州府住民情報システムの整備

現在、基礎自治体が有する住民情報等に関するネットワーク・システムは、それぞれの自治体で構築・運用していることから、互換性に乏しく、基礎自治体間で住所移転した場合等、手続きが煩雑であるとともに

保守経費も嵩んでいる。

九州府の下では、ICTを積極的に活用し、九州府内の各自治体が、クラウドコンピューティングの活用による共通の住民情報システムを導入し、住民情報の共有化や業務システムの統一化を図ることで、保守経費等のランニングコスト及び人件費の削減など、効率的な行政運営につながる。

また、情報の危機管理の観点からも、複数の場所で必要なデータのバックアップが可能となるため、大規模災害時においても業務の持続性が確保できる。

さらに、住民が行う各種手続き等の簡素化のほか、共通番号制度の活用により、基礎自治体は、全ての住民に社会保障や税に関する情報やサービスを積極的に提供することが可能となるとともに、行政からの各種情報が的確かつ積極的に提供できることになることで住民の各種手続き漏れや過誤を防ぐなど、住民サービス全般にわたって格段に向上させることにつながっていく。

1 アジアにおける九州の位置付け

九州は東アジアの中心に位置し、福岡からは、釜山（距離 210 km）、ソウル（距離 555 km）、上海（距離 872 km）などが 1,000km 圏内にあり、アジアを中心に 19 の都市へ定期便が就航している。また、福岡（博多）・韓国（釜山）間は、空路で 55 分、海路でも高速旅客船を利用すると 2 時間 55 分で結ばれ、日帰りが可能となっている。

また、我が国の歴史において、九州はアジアに向けた玄関口の役割を長きにわたり担い続けてきた。特に東アジア諸国とは太古の昔から人、文化、経済等の交流が盛んに行われてきており、先進的な技術や様々な文化が中国大陸から、まず九州に移入され、その後、日本全域に広まっていくという流れを形成してきた地域でもある。九州はまさに我が国における東アジアとの交流の拠点であり、九州とアジアとの歴史的・文化的な近接性から生じる異文化の融合によって九州独自の文化が生み出され、地域としての発展に寄与してきた。

近年、九州とアジアは、こうした地理的近接性や長い交流の歴史などを背景として、経済面をはじめ、観光、文化、学術、教育など多彩な交流・連携が展開されるなど、九州を舞台とした国際交流のポテンシャルは飛躍的に高まっている。

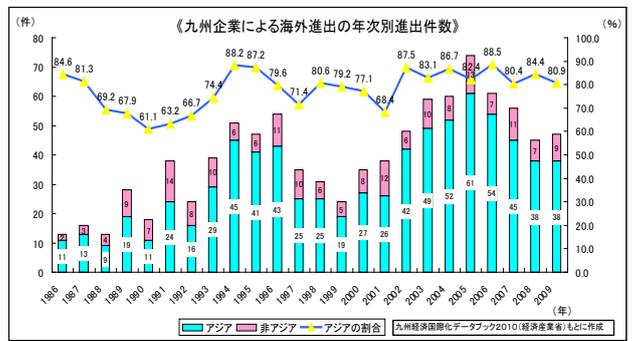
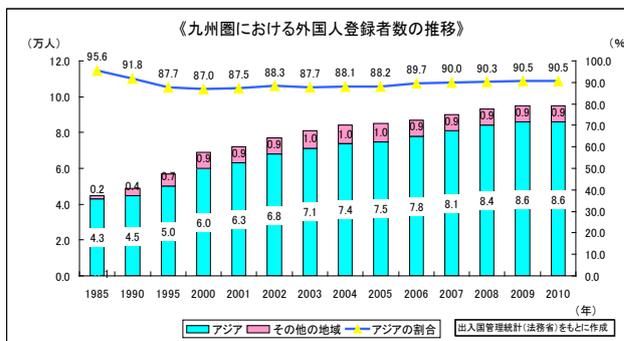
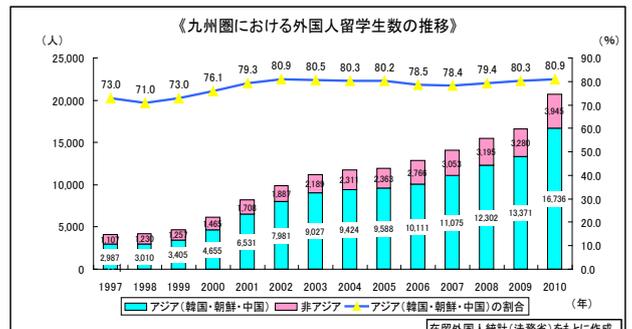
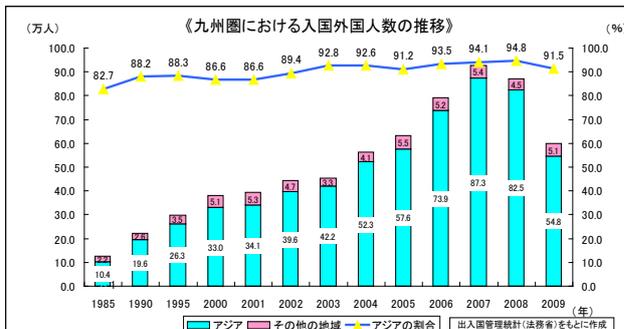
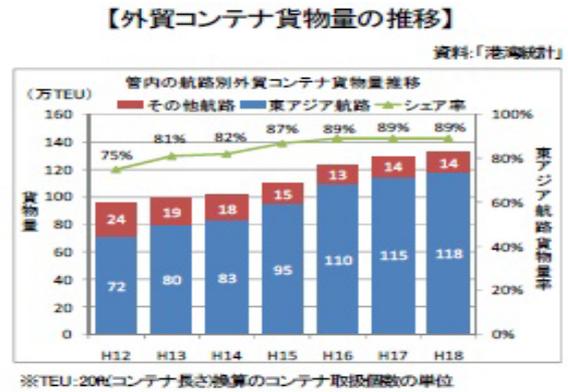
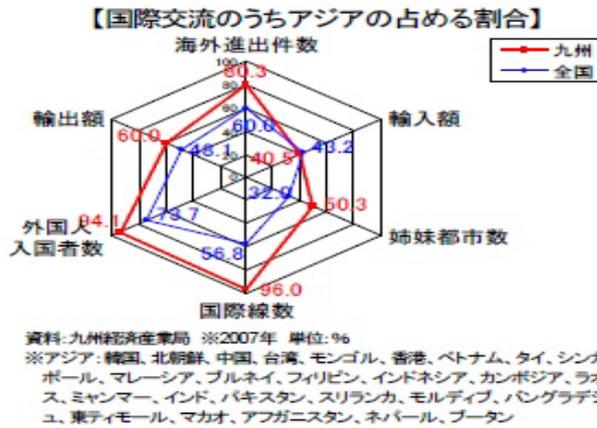
2 アジアとの関係の重要度の高まり

世界の人口の半数を有するアジアは、その高い経済成長力により世界有数の経済圏となることが見込まれており、EU やアメリカをも凌ぐ経済規模となる可能性を秘めている。特に中国は、急激な経済成長を遂げており、2007 年には我が国の 8 割程度であった GDP は、2010 年には、我が国を抜いてアメリカに次ぐ世界第 2 位となり、今後 20 年以内に世界のトップとなるとの見通しもある。

九州は、こうした東アジアとの結びつきが強く、貿易額や企業進出、入国者のうちアジアの占める割合は全国平均よりも高く、入国外国者数の約 9 割、外国人留学生数の約 8 割、企業による海外進出数の約 8 割をアジアが占めるまでに関係を深めつつある。また、九州地方とアジアの物流において重要な役割を担う外貿コンテナ貨物は、近年その量が増加しており、そのうち東アジア航路の占める割合も拡大している。

九州は、アジアとのゲートウェイとしての機能の強化等をさらに進め、我が国における東アジアとの交流・連携のフロントランナーとして今後も高い

経済成長が見込まれるアジアの活力を取り込むことで、九州地域の経済の活性化を図る必要がある。



3 アジアの成長を九州に取り込む戦略

こうしたアジアの活力を九州に取り込むためには、九州府は基礎自治体や企業、民間団体と連携しながら、そのスケールと、九州の持つポテンシャルを最大限活かす中、例えば「環黄海経済・技術交流会議(産学官交流会議)」などの交流の場を活用した商談会の開催や一層の交流促進など、九州のプロモーションを積極的に展開することが重要である。

また、現在の県域を越えた道路、港湾、鉄道などを一体的に整備するほか、

クルーズ船やLCC（格安航空会社）等による航空路線の誘致を図ることで、拠点都市との交通・情報アクセスを充実させ、交通機関連携により総合的なネットワーク構築を進めるとともに、CIQ（税関、出入国管理、検疫）機能を拡大するなど、ハード・ソフト施策を組み合わせたアクセスの高速化と利便性の向上に努め、東アジアとの国際的な観光ルートを形成することで、観光客の増加を目指す。

また、中国などにおいては我が国の農産物や食文化への関心は高いことから、「フードアイランド」と呼ばれる九州は、九州府が中心となり、食の安全・安心や高品質を強く打ち出す中、「九州ブランド」の構築とアジアへの浸透を図ることで、農林水産品全体の市場競争力の強化を図るとともに、九州が一体となった食の見本市を中国、台湾などアジア各国で開催し、九州の食文化の普及促進にも取り組むことで、農水産物輸出の拡大を図る。

環境面では、九州の産学官が有している環境分野の技術・情報を集約し、太陽光発電など九州の特性を活かしたエネルギー・環境問題への実践的な取り組みを強化するとともに、併せてアジア向けビジネスモデルの創出や新エネルギー分野の事業拡大を促進し、産業の活性化を図る。

このように、九州府は豊かな自然や技術集積、特色ある地域資源などの強みを最大限に発揮することで、アジア諸国からの企業誘致を図るとともに、アジアの成長力を最大限取り込むことにより、九州全体の活力増進と高い経済成長を目指す。

4 アジアとの交流のさらなる促進

これらを背景として、近年、九州内の企業においては、アジアを中心とした海外進出や顧客・取引先のグローバル化などに伴い、九州とアジアの架け橋となる国内外の高度な人材の育成・交流が重要となっている。

そこで、例えば、多言語を話す人材を養成する語学教育の充実や、外国人が九州で起業する場合の在留資格の緩和、留学生が九州で就職することを容易にするための支援として、在留期間の延長、インターンシップの充実、企業のニーズと留学生を結びつけるコーディネート機能などの強化、安心して生活できるための環境整備などを行うことで、地場企業への就職や九州を拠点としたビジネスが促進される。

また、産業・経済の分野では、北九州・福岡両都市を含む日中韓10都市による「東アジア経済交流推進機構会議」、福岡市と釜山広域市における広域的な経済圏の形成に向けた取り組みなど、国単位の枠組みを超えた経済交流が活発化しており、これらの東アジアを基軸とした交流を一層発展させていく必要がある。

さらに、文化・芸術などの分野においても、九州・沖縄を含むアジア・太平洋地域の主要都市による「アジア太平洋都市サミット」等の継続的な開催をはじめ、各自治体レベルにおいても国境を越えた関係発展や友好関係の構築を目指した活動がますます活発化してきている。

一方、こうした各自治体のアジアとの交流のノウハウや、各自治体の友好都市、姉妹都市との交流の蓄積を他都市に提供したり、そのネットワークを活用した新たな交流が行われることにより、自治体単位にとどまらず、九州全域とアジアとの交流関係のさらなる深化・促進が求められる。

九州は、こうしたアジアとの地理的近接性や優れた産業、技術の集積、豊富な人材などのポテンシャルを生かし、成長著しいアジアの活力を取り込むことにより、人・経済・文化等の交流をさらに進め、九州の力強い成長・浮揚を目指していく。

第6章 九州府実現に向けた行程の基本的な考え方

「九州府構想」はまさに「国の形やその在り方を変える」改革である。

国、都道府県、基礎自治体からなる縦の3層構造を、その本来果たすべき役割に従い、国、道州、基礎自治体という「対等・協力」の並列の関係に変えるだけでなく、国の施策を地方自治体が地域や住民ニーズに合わない形で執行する「中央主導による縦割りの画一的な行政システム」から、各自治体が自らの権限と責任において、それぞれの地域の特性や住民ニーズにあった形で施策を展開する「地方主導による個性的で総合的な行政システム」に変えることで、各地域の自律的発展、さらには日本全体の活力の再生を目指した改革である。

この改革を成し遂げるためには、国をはじめ九州の各県、町村、及び経済界等の関係団体の「九州府構想」に対する理解の促進を図るとともに連携を進め、また地域住民の関心を高めるとともに協働しながら、九州が一体となった大きな動きを生み出していかなければならない。

1 関係機関との連携の深化

そこで、本委員会においては、九州府実現に向けた具体的な検討作業と併せ、関係機関との共通理解の促進と連携を深めるための行動を起こすことを目的とし、平成23年1月には九州経済界と、同年12月には関西経済連合会と、そして24年2月には九州地方知事会との意見交換会を開催した。

九州地方知事会との意見交換会において、知事会会長から「九州府と、知事会が設置を進める九州広域行政機構（仮称）の目指す方向は同じであり、この設置は九州府へ向かう一里塚である」旨の発言がなされたことは今後の取組みを進める上で意義があった。また、この場で本会から提案し設置することとなった、九州市長会と九州地方知事会との事務レベルの「協議の場」は、本報告書において提案している「九州府推進機構（仮称）」や「九州全体の協議の場」に向かう前段の組織ともなりうるものである。

一方、九州においては、地方議会においても道州制を想定した研究会が設立されるなどその関心の高さが伺われるが、九州府における議会の在り方はひとつの大きなポイントであることから、今後九州の県や市、町村の議会議長会に対する説明や意見交換も重要である。

今後とも、こうした関係機関との連携を深める具体的な取組みを引き続き進めるとともに、本委員会では開催できなかった町村会との意見交換なども行い、基礎自治体が一体となり、地方分権改革、そして九州府の実現に向けた取組みを進める必要がある。

2 住民理解の促進

「九州府構想」は、単に九州府を実現することのみが目的ではなく、あくまでも地域に暮らす住民が、幸福でいきいきと暮らすことができる社会の構築を目指すものである。

九州府の実現に向けては、何よりも地域住民の理解と協力が不可欠であり、地域住民と協働して取組まなければならないことから、今後は住民理解を促進する取組みを積極的に推進することが重要となる。

そこで、九州市長会事務局はもとより、各県の市長会事務局が中心となり、道州制のシンポジウムや住民との意見交換会などを重ねるとともに、マスメディアにも働きかける中で九州府に関するテレビ討論会を開催するなど、住民世論を喚起する取組みを検討・実施して行く。

3 国への要望

道州制に関しては、平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」においては「地域の自主的判断を尊重しながら、いわゆる道州制についての検討も『射程に』入れていく」というあいまいな表現に留まっているが、最近では政党内部の検討会や国会議員有志による「道州制懇話会」の発足、地方議会における研究会の設立など、部分的にはあるが道州制実現に向けた検討の動きが見られるようになっている。

こうした中、九州市長会では国等に対し、平成23年1月に、それまでの検討作業の一環として「九州府を実現するための基礎自治体の強化等に関する要請」をとりまとめ、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣や関係機関等に要請活動を行ったところである。今後とも引き続き国等に対する道州制実現に向けた働きかけを継続して行っていくとともに、現在政府が進める国の出先機関改革は、あくまでも道州制の前段となるものであるという認識のもと、基礎自治体の意見を十分に聞きながら検討を進めるよう訴えて行かなければならない。

また、九州が他地域に先行して九州府の実現を目指すためには「道州制特区推進法」の適用を受ける必要があるが、現行では北海道と3以上の都府県が合併した行政区域でなければ適用されないことから、九州府構想で想定している、九州府実現に向けた県の広域連合の形成を法の対象とするなど、法改正の要請を行っていく必要がある。

4 「九州府推進機構（仮称）」の設置

九州府の実現に向け、こうした取組みを計画的かつ円滑に進めるためには、住民をはじめ、各関係機関が連帯してこれを推進する組織が必要である。

そこで、県から基礎自治体への権限移譲を計画的に行うとともに、国との各種調整や必要な法改正の要請、住民PRなど様々な解決すべき課題に対応する役割を担う組織として、九州府推進機構（仮称）（以下「機構」という。）の設置を早期に行う必要がある。

この機構設置に向け、九州内の各関係団体が足並みを揃えるためには、九州市長会が先頭に立ち、九州全体での統一的取組みが必要と考える。

そこで、九州府実現の推進母体となる同機構の組織等については、次のように想定している。

① 組織

- ◆ 九州地方知事会・九州市長会・九州地区町村会長会から選出された首長、県・市町村議会議長会から選出された議長、経済団体関係者、自治組織等関係者、学識経験者等で構成。
- ◆ 事務局員は、機構構成団体の職員等をもってあてる。
- ※ 機構の設置に向けてはかなりの事務量が想定されることから、まずは九州市長会内に専任の事務局職員の配置が必要

（全体会議と部会の設置）

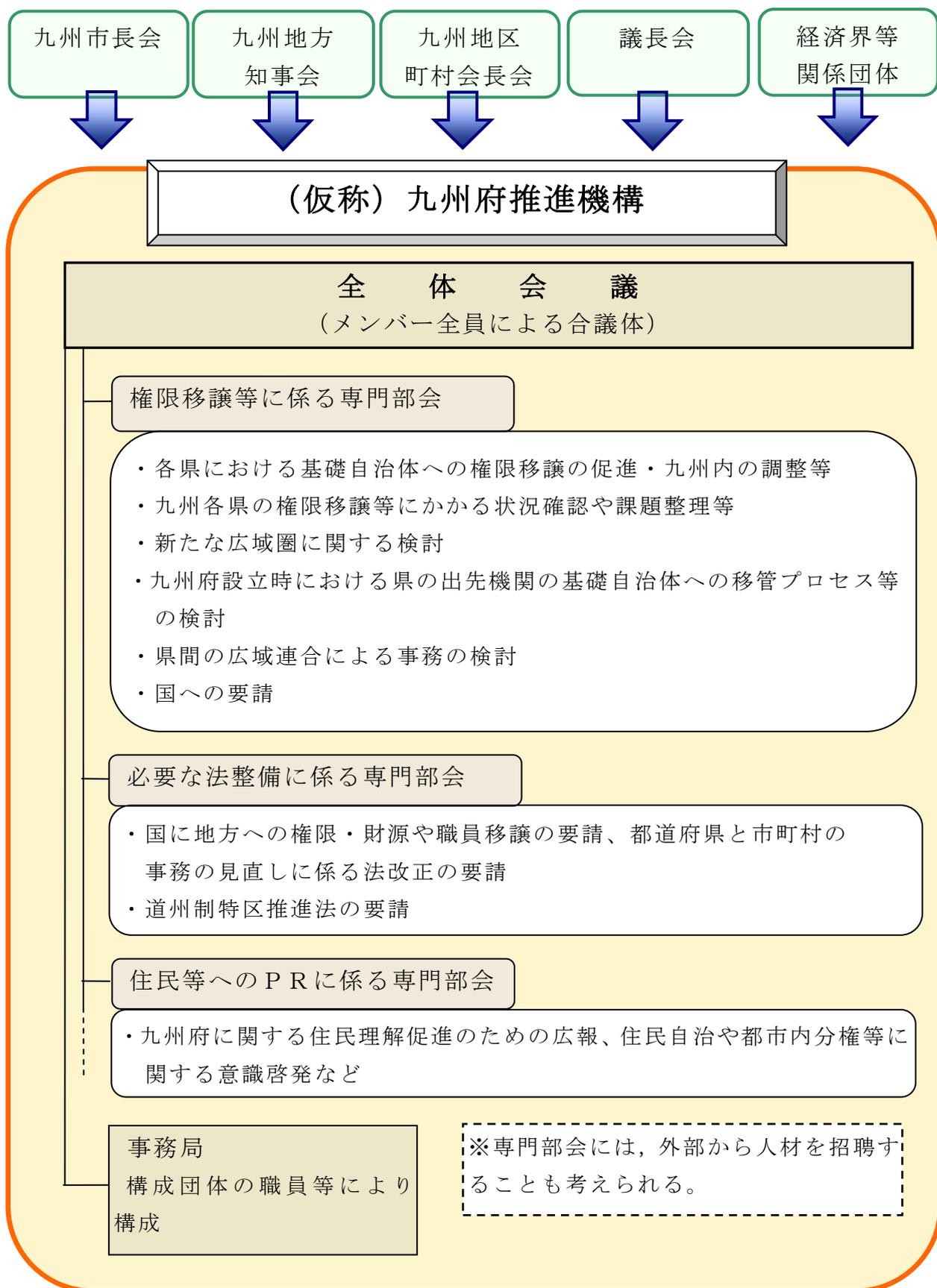
- ・ 機構の中に、全構成員による合議体である「全体会議」を置く。
- ・ 全体会議の下、「権限移譲等」「必要な法整備」「住民PR」等の専門的課題について検討を行う「専門部会」を設置。

② 機構の役割

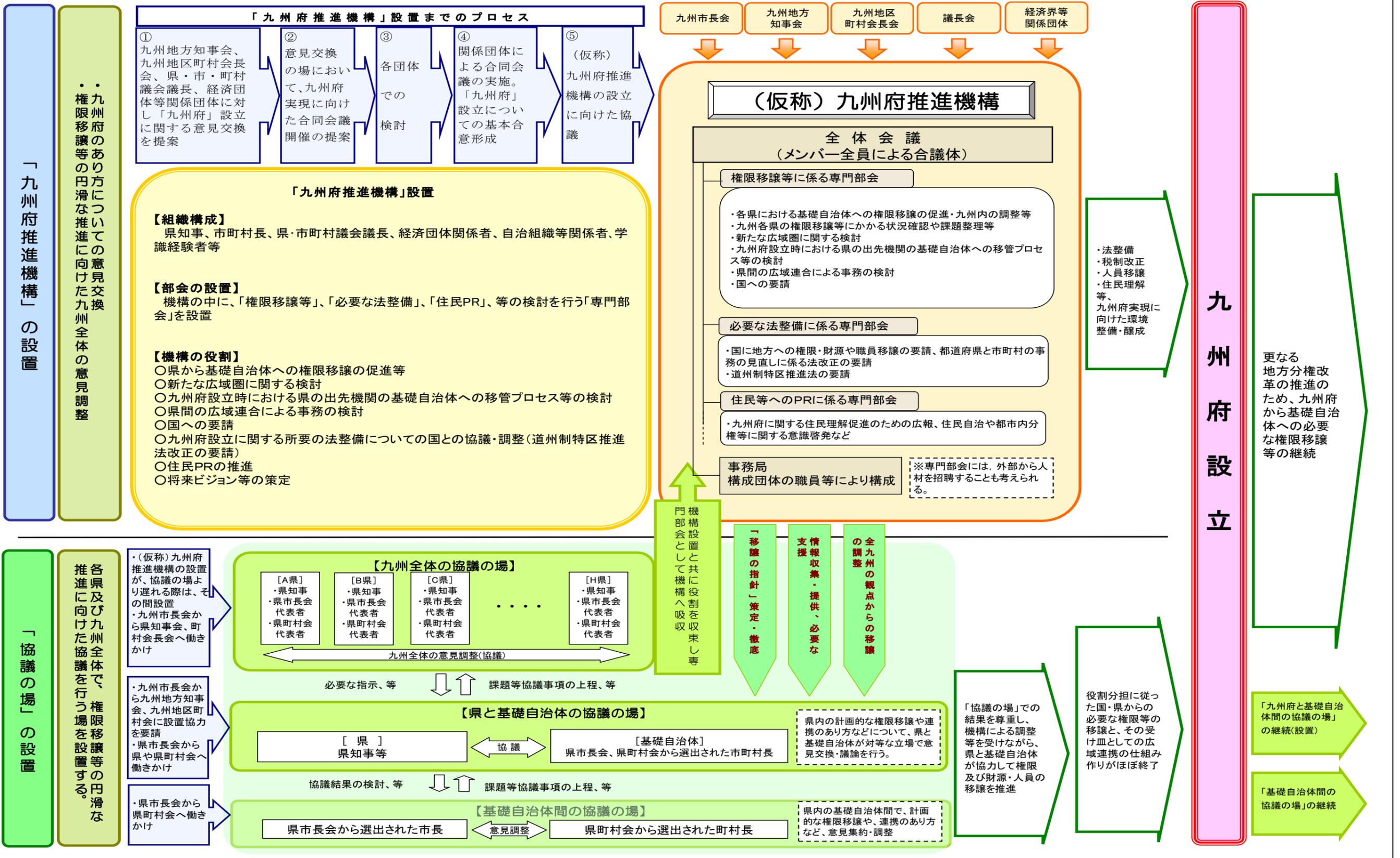
- ◆ 県から基礎自治体への権限移譲の促進等
 - ・ 移譲対象事務や県の支援のあり方、移譲の期限の目安などを定めた「移譲の指針」を策定し、全県で適用することを取り決める。
 - ・ 各県の権限移譲の進捗状況や移譲に関する課題や対応実例などの情報を収集し、各県・各基礎自治体に提供する。
 - ・ 権限移譲が進まない場合は、その状況を把握・分析するとともに、その改善を促す。その際、基礎自治体が周辺自治体と連携することで権限移譲が進む可能性がある場合は、関係自治体間の調整を支援する。（各県での調整を基本とするが、県が異なる隣接自治体の関係する場合などは機構が調整に協力）
 - ・ 新たに権限移譲を受ける自治体に対し、県域を越えた人材派遣のコーディネートなどを行う。

- ◆ 新たな広域圏に関する検討
 - ・ 県からの権限移譲を受けるために複数の基礎自治体が広域に連携することで新たな広域圏を形成することについて、県の出先機関再編により出先機関の事務及び職員を、新たな広域圏に移譲することを含め検討。
 - ・ 複数の新たな広域圏でネットワークを形成して対応すべき事務について検討。(距離的に近いいくつかの自治体で補完のための広域圏が形成され、この広域圏でも対応できない場合などは、複数の広域圏でネットワークを組んで対応することを想定)
- ◆ 法的制約により現行制度下では移管できない県の出先機関の、九州府設立時における基礎自治体への移管プロセス等の検討
 - ・ 現行制度では、指定都市等を除き基礎自治体に移管できない保健所や児童相談所などを、九州府設立時に円滑に基礎自治体へ移管するための検討。
- ◆ 県間の広域連合による事務の検討
 - ・ 権限移譲によって、県の事務は、より広域的で専門的なものに特化し、県域を越えた課題への対応も必要となるため、複数県による広域連合の形成が想定される。この広域連合が担うべき事務を検討。
- ◆ 国への要請
 - ・ 国から県の広域連合に移譲する事務の検討及び当該事務に係る国の支援（財政保障、人的支援）の要請
 - ・ 国に対する地方への権限・財源や人員移譲の要請、都道府県と市町村の事務の見直しに係る法改正の要請
- ◆ 九州府設立に関する所要の法整備についての国との協議・調整（道州制特区推進法改正の要請）
- ◆ 住民PRの推進
 - ・ 九州府に関する住民理解促進のための広報、住民自治や都市内分権等に関する意識啓発など。
- ◆ 将来ビジョン等の策定
 - ・ 九州の将来ビジョンや九州府づくりの基本的な事項の共有化

— 九州府推進機構のイメージ図 —



(仮称)九州府推進機構及びこれを補完する協議の場の設置(イメージ)

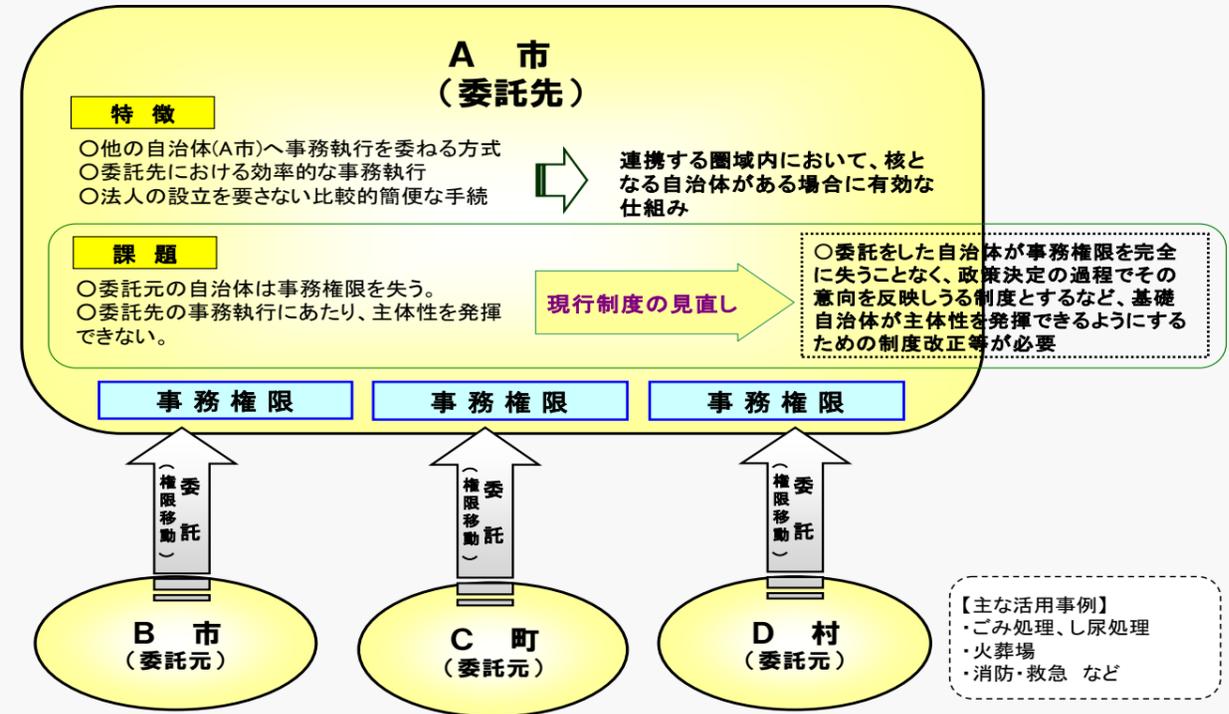


地方自治法の規定による広域連携の概要

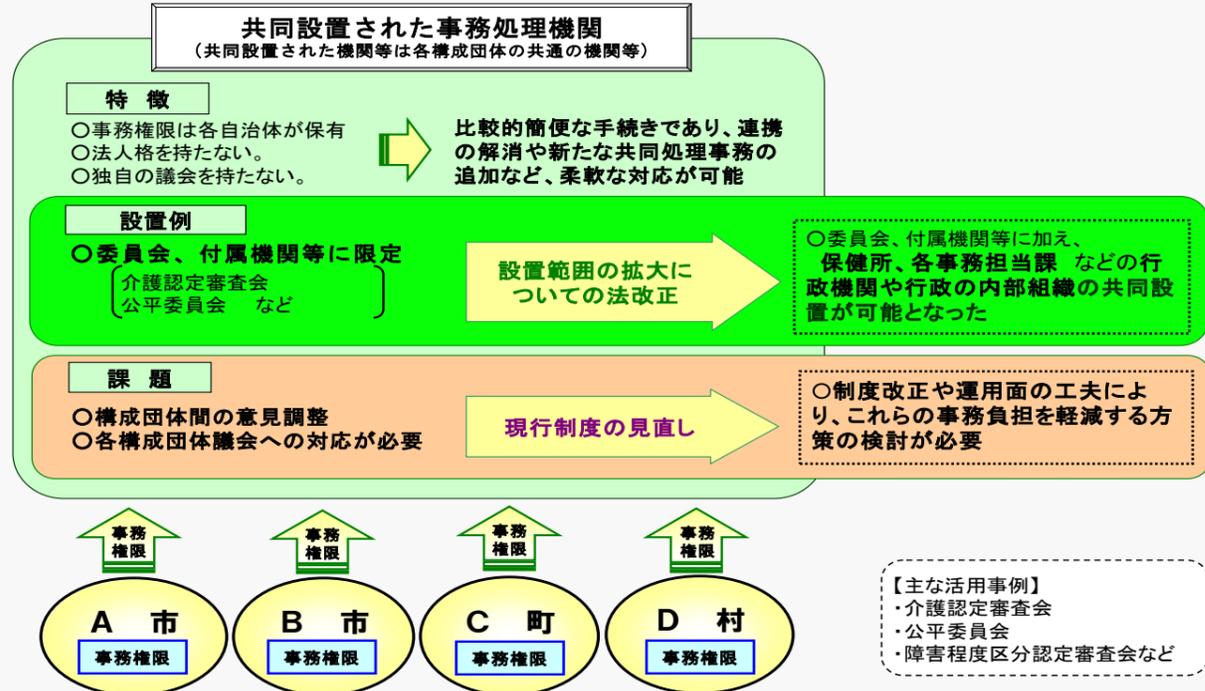
地方自治法の規定による広域連携

	機関等の共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	協議会
特徴	○各自治体の共通の機関等としての性格を有し、事務執行の効果はそれぞれの自治体に帰属 ○権限の移動を伴わず、基礎自治体の主体性を発揮できる ○法人の設立を要しない	○権限が委託を受ける団体に一元化され責任の所在が明確 ○効率的な事務執行が可能 ○法人の設立を要しない	○法人格を有するため、財産の保有が可能 ○固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確 ○議会の設置が必要	○一部事務組合と共通した特徴を有する ○国・県から直接権限の移譲を受けることが可能 ○広域計画の策定が必要	○法人の設立を要しない ○簡易な組織だが、専ら連絡調整機関として機能
課題	●全ての自治体の意見調整や議会対応を要するなど、手続きが煩雑	●権限が委託先に移り、委託した団体は主体性を発揮できない ●責任が一の自治体に集中してしまう	●設立等の手続きが煩雑 ●基礎自治体の主体性が保てない ●住民にわかりにくい	●一部事務組合と共通した課題を有する ●活用事例が少ない	●機動的な意思決定が難しい
活用事例	・介護認定審査会 ・障害程度区分認定審査会 ・公平委員会 など	・ごみ処理、し尿処理 ・火葬場 ・住民票の相互交付 など	・ごみ処理施設の設置、管理 ・消防事務 ・水道事業 など	・後期高齢者医療 ・介護保険事業 など	・広域市町村協議会 など
備考	・法改正により、行政機関や内部組織の共同設置が可能となった (制度改正すべき事項) ・脱会手続き等の簡素化	・規模の大きな自治体に周辺の小規模自治体が委託するケースが多い	(制度改正すべき事項) ・組織の簡素化、効率化 ・脱会手続きの簡素化	(制度改正すべき事項) ・連合長への権限の集中を抑止	(制度改正すべき事項) ・脱会手続きの簡素化

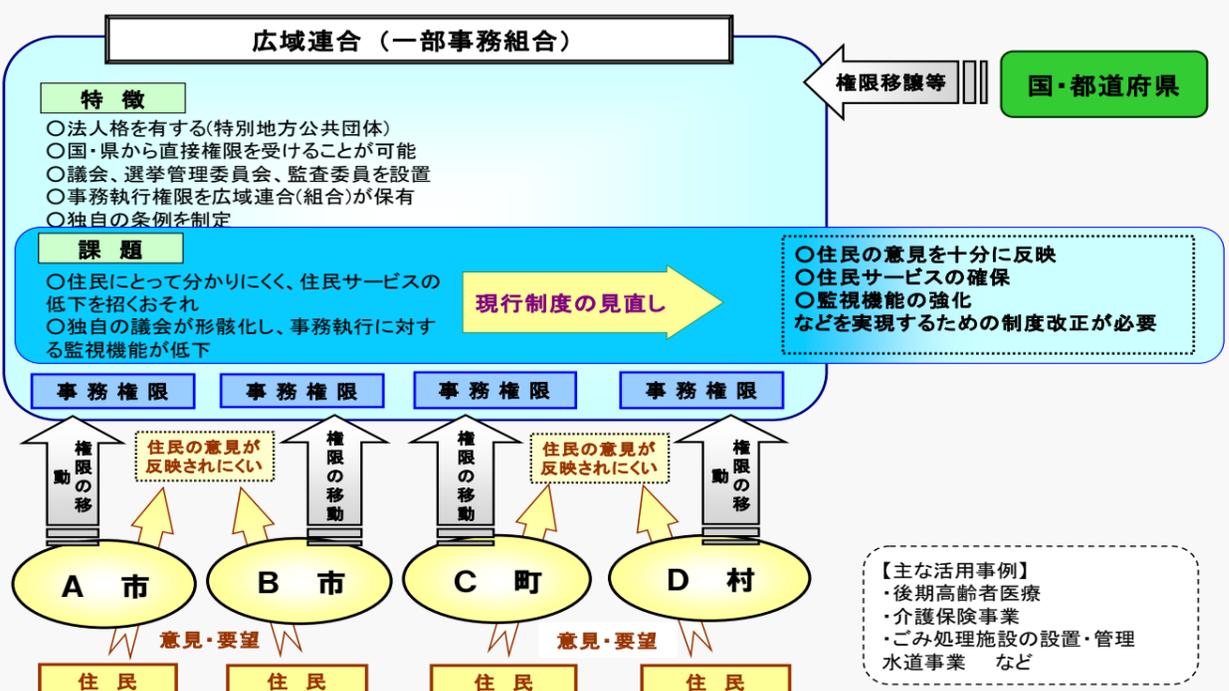
【事務の委託】



【機関の共同設置】



【広域連合・一部事務組合】



九州府推進機構準備検討委員会設置要綱

九州市長会

(目 的)

第1条 地域主権型社会の実現を目指し、(仮称)九州府推進機構の設置に向けた取組並びに「九州府実現計画」の推進に関する協議、啓発活動及び必要な調査研究を行うため、九州市長会に、九州府推進機構準備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、九州各県市長会会長、九州市長会顧問及び会長が指名した市長をもって構成する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員会は、オブザーバーの参加を認めることができる。

(幹事会)

第3条 委員会に、専門的な調査研究等を行う組織として、幹事会を設置する。

2 幹事会は、委員会委員市のうち委員長が指定する市の職員をもって構成する。この場合において、幹事には、課長級の職員をもって充てることを原則とする。

3 前項に規定する者のほか、幹事には、学識経験者を登用することができる。

4 幹事会に座長を置き、幹事の互選により選出する。

5 幹事会は、オブザーバーの参加を認めることができる。

(作業部会)

第4条 幹事会に、必要事項の調査、課題の検討等を行う組織として、作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、幹事会を構成する市の職員をもって構成する。この場合において、部会員には、係長級以上の職員をもって充てることを原則とする。

3 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 作業部会は、オブザーバーの参加を認めることができる。

5 作業部会に関し必要な事項は、幹事会において決定する。

(会議の開催及び成果の報告)

第5条 委員会は委員長が、幹事会は座長が、作業部会は部会長が招集する。

2 委員会における検討内容、調査研究結果等は、九州市長会の総会において報告するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、九州市長会事務局内において処理する。

(会 計)

第7条 本会の経費は、九州市長会事務局の予算をもってこれにあてる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

九州府推進機構準備検討委員会名簿

県名	役職名	氏名	備考
福岡県	福岡市長	高島 宗一郎	
	田川市長	伊藤 信勝	九州における道州制等のあり方研究委員会副委員長、「九州府」構想推進研究委員会副委員長
	北九州市長	北橋 健治	九州市長会顧問、福岡県市長会会長、「九州府」構想推進研究委員会委員
	宗像市長	谷井 博美	「九州府」構想推進研究委員会委員
	嘉麻市長	松岡 賛	
佐賀県	多久市長	横尾 俊彦	佐賀県市長会会長、九州における道州制等のあり方研究委員会委員長、「九州府」構想推進研究委員会委員長
	唐津市長	坂井 俊之	「九州府」構想推進研究委員会委員
	佐賀市長	秀島 敏行	「九州府」構想推進研究委員会委員
長崎県	長崎市長	○田上 富久	九州市長会副会長、長崎県市長会会長、「九州府」構想推進研究委員会委員
	島原市長	横田 修一郎	「九州府」構想推進研究委員会委員
	対馬市長	財部 能成	
熊本県	熊本市長	◎幸山 政史	「九州府」構想推進研究委員会委員
	菊池市長	福村 三男	
	天草市長	安田 公寛	熊本県市長会会長、「九州府」構想推進研究委員会委員
大分県	中津市長	新貝 正勝	
	日田市長	原田 啓介	
	大分市長	釘宮 馨	九州市長会会長、大分県市長会会長、九州における道州制等のあり方研究委員会副委員長、「九州府」構想推進研究委員会副委員長
宮崎県	宮崎市長	戸敷 正	
	延岡市長	首藤 正治	
	日向市長	黒木 健二	宮崎県市長会会長、「九州府」構想推進研究委員会委員
鹿児島県	鹿児島市長	○森 博幸	鹿児島県市長会会長、「九州府」構想推進研究委員会委員
	薩摩川内市長	岩切 秀雄	
	霧島市長	前田 終止	
沖縄県	那覇市長	翁長 雄志	九州市長会副会長、沖縄県市長会会長、「九州府」構想推進研究委員会委員
	宮古島市長	下地 敏彦	
	南城市長	古謝 景春	

※氏名欄の「◎」印は委員長を、「○」印は副委員長を表す。

九州府推進機構準備検討委員会幹事会幹事名簿

県名	都市名	所属	役職	氏名
福岡県	福岡市	法制課	課長	高着 一考
				久家 信弘
	田川市	行政改革推進室	室長	家高 正憲
		総務部	理事兼行政改革推進室長	松村 安洋
	北九州市	総務企画局政策部	地域主権改革担当課長	木原 久司
宗像市	経営企画課	課長	中野 和久	
佐賀県	唐津市	企画政策課	課長	寺田 長生
	佐賀市	行政管理課	課長	真崎 武浩
		企画調整部	副部長	石井 忠文
長崎県	長崎市	総合企画室	室長	山口 伸一
				小田 徹
				尾上 泰啓
対馬市	総務部	次長兼総務課長	桐谷 雅宣	
熊本県	熊本市	企画課	企画審議員	中西 則文
			課長	萱野 晃
	天草市	企画課	課長	小川 圭三
				塩田 秀樹
大分県	中津市	企画財政課	課長	秋吉 常博
	大分市	企画課	課長	○ 小畑 裕之
		企画部	次長兼企画課長	玉衛 隆見
		企画課	主幹	川野 洋史
宮崎県	宮崎市	企画財政部	参事	佐山 幸二
		企画部	参事	荒武 慎児
	日向市	企画情報課	課長	大石 真一
鹿児島県	鹿児島市	政策企画課	課長	銚之原 誠
		企画部	参事	久保 英司
	霧島市	企画政策課	課長	山口 昌樹
				川路 和幸
沖縄県	那覇市	行政経営課	室長	徳嶺 克志
	南城市	まちづくり推進課	課長	具志堅 兼栄

※ 氏名欄の○は座長を表す。また、各都市の下段は前任者を表す。

九州府推進機構準備検討委員会作業部会員名簿

県名	都市名	所属	役職	氏名
福岡県	福岡市	法制課	法制係長	石井 宏治
	田川市	行政改革推進室	課長補佐	吉永 学史
				池口 芳幸
	北九州市	企画課	地域主権改革担当係長	玉井 健司
				中村 清和
	宗像市	経営企画課	企画係長	田中 和雄
長谷川 勝憲				
佐賀県	唐津市	企画政策課	企画政策係長	西山 将夫
				田中 寿幸
				篠原 正彦
	佐賀市	行政管理課	行政改革推進係長	村上 正
				古賀 知己
総合政策課	副課長	大城 敬宏		
長崎県	長崎市	総合企画室	係長	○ 岩永 浩
	対馬市	総務課	主任	中庭 俊樹
			係長	犬束 幸吉
熊本県	熊本市	企画課	課長補佐	◎ 木櫛 謙治
				中村 毅
	天草市	企画課	企画調整係長	植田 伸広
			主幹	小川 圭三
大分県	中津市	企画財政課	企画係長	高尾 恭裕
			企画統計係長	今津 時昭
			係長	矢野目 義則
	大分市	企画課	主幹	永野 謙吾
宮崎県	宮崎市	企画政策課	主任主事	井俣 雅貴
			主査	高橋 理恵
			主任主事	岩村 隆史
	日向市	企画情報課	課長補佐	兒玉 政幸
鹿児島県	鹿児島市	政策企画課	主事	○ 唐仁原 史之
				幸福 崇
	霧島市	企画政策課	企画政策グループ長	西田 正志
沖縄県	那覇市	行政経営課	主幹	新窪 政博
				堀川 恭俊
	南城市	まちづくり推進課	主幹兼係長	新垣 勝弘

※ 氏名欄の◎は部会長を、○は副部会長を表す。また、各都市の下段は前任者を表す。

	役職	氏名
九州市長会事務局	事務局長	佐藤 耕三
		吉田 茂樹
		右田 芳明
		日小田 順一
	事務局員	平松 禎行

※ 役職の下段は前任者を表す。

九州府推進機構準備検討委員会の取組み経緯

年月	会議	主な内容
22年5月	第1回九州府推進機構準備検討委員会 (12日: 嬉野市)	・委員会等の設置及び活動方針の決定
6月	事務局会議 (25日: 熊本市)	・今後の検討の方向性について協議 ・第1回幹事会・作業部会合同会議に向けての打合せ
	第1回 幹事会・作業部会合同会議 (30~7月1日: 熊本市)	・幹事及び作業部会員の九州府実現計画への理解の推進 ・作業部会における具体的な取組み内容、役割分担及び大まかなスケジュール等の決定
7月	事務局会議 (12日: 福岡市)	・作業部会における具体的な作業の進め方の協議・確認 ・今後のスケジュールについての確認
8月	第2回作業部会 ・大綱整理グループ (17日: 福岡市)	・作業の進捗状況の確認 ・作業部会における提言の構成(案)について討議
	・権限整理グループ (20日: 福岡市)	・今後の取組みについて確認
9月	第2回 幹事会 (1日: 書面協議)	・作業部会の検討状況の報告、意見聴取 ・提言の構成(案)及びスケジュールの確認・質疑
	第3回 幹事会 (30日: 鹿児島市)	・作業の検討状況の確認及び具体的な取組み項目の討議 ・第2回委員会への提示内容討議
10月	第2回九州府推進機構準備検討委員会 (13日: 鹿児島市)	・現在までの作業の進捗状況の報告 ・今後の具体的な取組み項目(骨格案)についての審議
	事務局会議 (26日: 熊本市)	・第2回委員会の内容の確認 ・具体的な取組み項目(骨格案)に係る作業方法の検討 ・今後のスケジュールの確認
11月	第3回 作業部会 (5日: 福岡市)	・第2回委員会の内容の確認 ・権限整理表の分析及び九州府実現を求める要請に係る討議 ・各論点に対する提言の方向性及びその根拠について討議
	第4回 幹事会 (30日: 書面協議)	・第3回作業部会における確認事項の報告及び意見聴取
12月	第4回作業部会 (8日: 福岡市)	・権限整理表の分析結果の確認 ・九州府実現を求める要請文の内容討議 ・各論点に対する提言の方向性及びその根拠の討議
	事務局会議 (14日: 熊本市)	・各グループの提言に向けた作業についての協議・確認 ・「九州府実現のための基礎自治体強化に関する要請」協議 ・今後のスケジュールの確認
	第5回 幹事会 (27日: 福岡市)	・「九州府実現のための基礎自治体強化に関する要請」内容討議 ・各検討項目における提言の方向性及び根拠の確認・討議
23年1月	「九州府」を実現するための基礎自治体の強化等に関する要請 (19日: 文書送達)	・地域主権・地方分権改革の推進による「基礎自治体の権限強化と自由度の拡大」「道州制の早期導入」を求める要請書を、内閣総理大臣を始めとした政府等に送付
	第5回 作業部会 (21日: 福岡市)	・提言の方向性、研究作業の確認・協議 ・各検討項目の提言化に向けた作業方法の確認
2月	九州経済界と九州市長会による道州制に関する意見交換会 (25日: 福岡市)	・双方の取組み内容の紹介及び九州における道州制に関する全般的な意見交換。
	事務局会議 (8日: 熊本市)	・各取組み項目の提言に向けた作業の内容確認・協議 ・今後のスケジュールの確認
	第6回 幹事会 (18日: 福岡市)	・提言の方向性及び提言内容の確認・討議
3月	第6回 作業部会 (24日: 福岡市)	・「権限移譲の在り方」に関する詳細事項の協議・共通認識
	第7回 幹事会 (30日: 福岡市)	・提言内容及びその根拠となる研究作業の確認・討議

4月	事務局会議 (7日:福岡市)	・これまでの検討経過の確認 ・今後の研究作業の進め方及びスケジュールの確認
	第7回 作業部会 (7日:福岡市)	・各検討項目に対する提言内容の協議及び委員会に向けての調整
	第8回 幹事会 (15日:文書協議)	・各検討項目に対する提言内容の確認・意見聴取
5月	第3回 九州府推進機構準備検討委員会 (19日:壱岐市)	・各検討項目に関する研究作業の内容について報告・審議
	事務局会議 (25日:熊本市)	・継続作業の今後の進め方及び新たに取り組む作業の方向等について協議。今後の取組みスケジュールの確認
	第8回 作業部会 (27日:福岡市)	・第3回委員会において意見等を受けた作業内容・今後の進め方の協議。新たに取組む検討項目についての確認。
	九州地方知事会事務局との協議 (31日:大分市)	・「九州府」に関する九州市長会と九州地方知事会との意見交換開催に関する協議
6月	第9回 幹事会 (24日:福岡市)	・第3回委員会における意見等を受けた作業部会での検討状内容の確認及び討議。
7月	第9回 作業部会 (5日:福岡市)	・第3回幹事会における指摘事項等の報告・確認並びに今後の作業の進め方等の討議。
	九州地方知事会事務局との協議 (14日:大分市)	・「九州府」に関する九州市長会と九州地方知事会との意見交換開催に関する協議
	第10回 幹事会 (27日:書面協議)	・第9回幹事会での意見を踏まえた作業部会での検討内容に対する意見聴取(書面協議)
8月	第11回 幹事会 (17日:福岡市)	・第10回幹事会における意見を反映した作業内容の確認・討議並びに今後の取組み日程の確認。
	第10回 作業部会 (18日:福岡市)	・第11回幹事会における指摘事項等の確認と研究作業の継続。今後の取組み日程の確認。
9月	第12回 幹事会 (21日:書面協議)	・第4回委員会への報告内容に関する意見聴取(書面協議)
10月	第11回 作業部会 (6日:福岡市)	・第4回委員会への報告内容の確認。作業の継続
	第4回 九州府推進機構準備検討委員会 (20日:日南市)	・「九州府実現のメリット」「九州府における住民自治のあり方」「道州制下における税財政制度」についての報告、審議
11月	事務局会議 (10日:福岡市)	・第4回委員会を受けた今後の検討作業の進め方やスケジュール等について協議・確認
	第13回 幹事会 (24日:福岡市)	・第4回委員会の内容についての説明・確認 ・各論点に対する提言及びその根拠となる研究作業についての討議及び今後のスケジュールの確認
12月	第12回 作業部会 (8日:福岡市)	・第13回幹事会における指摘事項等の確認及び研究作業の継続 ・文章化作業についての協議
	九州地方知事会事務局との協議 (21日:大分市)	・「九州府」に関する九州市長会と九州地方知事会との意見交換開催に関する協議
	関西経済界との意見交換会 (26日:福岡市)	・地方分権、道州制に関する、双方の取組みについての説明及び今後の取組みに関する意見交換
	第14回 幹事会 (27日:福岡市)	・各論点の提言の根拠となる研究作業の内容の確認・討議 ・文章化された内容の確認
1月	第13回 作業部会 (25日:福岡市)	・第14回幹事会における指摘事項等の確認 ・文章化作業についての協議
2月	第15回 幹事会 (7日:福岡市)	・報告書の構成についての討議 ・各論点に対する報告内容の確認・討議
	第14回 作業部会 (15日:福岡市)	・第15回幹事会における指摘事項等の確認 ・報告書(案)についての協議

	九州地方知事会との意見交換会 (16日:福岡市)	<ul style="list-style-type: none"> ・双方の取組み内容についての説明 ・九州広域行政機構(仮称)に対する意見交換
3月	第16回 幹事会 (1日:書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・各論点に対する報告内容の確認・討議
	第15回 作業部会 (16日:福岡市)	<ul style="list-style-type: none"> ・第16回幹事会における指摘事項等の確認 ・報告書(案)についての協議
	第17回 幹事会 (28日:福岡市)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)の内容に関する討議 ・九州地方知事会との意見交換に関する説明
4月	第5回九州府推進機構準備検討委員会 (12日:福岡市)	<ul style="list-style-type: none"> ・九州府構想推進計画報告書(仮称:案)に関する討議 ・九州広域行政機構(仮称)に関する意見集約結果の説明 ・九州地方知事会との「事務レベルの協議の場」進め方報告
	事務局会議 (23日:福岡市)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回委員会を受けての九州府構想推進計画報告書(仮称、案)の調整等
	第18回 幹事会 (24日:書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回委員会資料の内容確認及び意見聴取(書面協議)
5月	第6回九州府推進機構準備検討委員会 (10日:柳川市)	<ul style="list-style-type: none"> ・九州府構想推進計画報告書取りまとめ

※事務局会議・・・九州市長会事務局、作業部会長、作業部会グループリーダーで構成